

## 会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 平成28年3月15日(火) 開会 午前 9時00分

閉会 午後 4時10分

出席者 委 員 委員長 広瀬 義明

針谷 正夫 青木 一男 坂東 一敏

古沢 ちい子 大武 真一 小堀 良江

梅澤 米満

議 長 関口 孫一郎

傍聴者 大谷 好一 茂呂 健市 針谷 育造

広瀬 昌子 小久保 かおる 白石 幹男

大出 三夫 大阿久 岩人 大川 秀子

入野 登志子 天谷 浩明 福富 善明

福田 裕司

---

事務局職員 事務局長 赤羽根 則男 議事課長 稲葉 隆造

主 査 石塚 誠 主 査 福田 博紀

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産 業 振 興 部 長	茅 原	剛
大 平 総 合 支 所 長	小 林 敏	恭
藤 岡 総 合 支 所 長	田 中	徹
都 賀 総 合 支 所 長	青 木 康	弘
西 方 総 合 支 所 長	中 田 博	之
岩 舟 総 合 支 所 長	大 島 純	一
教 育 部 長	小 林 勝	夫
教 育 副 部 長	鶴 飼 信	行
農 業 委 員 会 事 務 局 長	秋 山 勝	之
商 工 観 光 課 長	増 山 昌	章
農 林 課 長	石 川 利	方
参事兼産業基盤整備課長	江 連 敏	夫
大平総合支所産業振興課長	福 田 栄	治
藤岡総合支所産業振興課長	大 橋 一	美
都賀総合支所産業振興課長	早 乙 女 正	美
西方総合支所産業建設課長	大 塚 孝	一
岩舟総合支所産業振興課長	苗 木	裕
教 育 総 務 課 長	松 本 静	男
参事兼学校教育課長	島 田 芳	行
学 校 教 育 課 主 幹	若 林 孝	幸
生 涯 学 習 課 長	小 林 章	二
生 涯 学 習 課 主 幹	加 藤	勇
生 涯 学 習 課 主 幹	伏 木 広	安
生 涯 学 習 課 主 幹	大 塚 治	男
生 涯 学 習 課 主 幹	茂 木 隆	隆
生 涯 学 習 課 主 幹	青 木 一	忠
生 涯 学 習 課 主 幹	出 井 正	一
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	小 室 義	博
文 化 課 長	大 出 光	一
文 化 課 主 幹	横 倉 延	男
伝 建 推 進 室 長	出 井 章	則
大 平 教 育 支 所 長	大 久 保 勝	弘

藤岡教育支所長  
都賀教育支所長  
西方教育支所長  
岩舟教育支所長  
農業委員会事務局次長

阿部正志  
山崎昇一  
門沢廣志  
永島保男  
寺内国雄

平成28年第1回栃木市議会定例会

産業教育常任委員会議事日程

平成28年3月15日 午前 9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第22号 栃木市いじめ防止対策推進条例の制定について
- 日程第 2 議案第23号 栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第34号 栃木市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第40号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第41号 栃木市集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第45号 栃木市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第10号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第6号）（所管関係部分）
- 日程第 8 議案第18号 平成27年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 1号 平成28年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）
- 日程第10 議案第 8号 平成28年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計予算

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（広瀬義明君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

◎諸報告

○委員長（広瀬義明君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（広瀬義明君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第22号 栃木市いじめ防止対策推進条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第22号 栃木市いじめ防止対策推進条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は25ページ、議案説明書は（その1）の3ページになります。

恐れ入りますが、まず議案説明書（その1）の3ページをごらんください。提案理由でございますが、いじめ防止等に関する基本理念を定めるとともに、いじめの防止等に関し基本となる事項を定めることにより、児童生徒がいじめのない健やかで充実した生活を送ることができるようにするため、栃木市いじめ防止対策推進条例を制定することについて議会の議決を求めるものでございます。

では、議案書の25ページをお開きください。栃木市いじめ防止対策推進条例を次のように制定するというものであります。

26ページをごらんください。本条例の内容であります。この条例は全18条で成り立っております。第1条から順に説明をさせていただきます。第1条は、本条例の目的について規定するものであり、条例で基本理念やいじめの防止等の推進に関しての基本的事項を定め、全ての児童がいじめのない健やかで充実した生活を送ることを目的としています。

第2条は、用語の定義でございます。いじめ、学校、保護者等の用語の意義について規定して

おります。

第3条は、いじめ防止のための基本理念でありまして、児童生徒にいじめについての理解を深めさせ、規範意識を醸成すること、市、学校、保護者及び市民が相互に連携していじめの防止に取り組むことを規定するものであります。

第4条は、いじめの禁止と、児童生徒も主体的にいじめ防止に努める、安全な学校生活を送るよう努めることを規定するものでございます。

第5条は、市がいじめ防止のために必要な施策を行うことや設置する市立学校に対して必要な措置を行う責務があることを規定するものでございます。

また、第6条は、市立学校及び市立学校教職員のいじめ防止のための組織的な取り組みやいじめへの迅速な対応を行うことの責務について定めたものであります。

第7条は、保護者の役割として、子に対する指導、いじめを受けた場合の保護、市及び学校への施策の協力等について規定したものでございます。

第8条は、市民の役割として、児童生徒に安心して過ごすことができる環境づくりに努めることや、いじめを見たら、市や学校、警察等の関係機関に速やかに情報の提供に努めることを規定したものでございます。

第9条は、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための市いじめ防止基本方針、第10条には、それを受けて学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針の策定を規定したものでございます。

第11条は、いじめの防止等は社会全体で取り組み、問題等の解決を図っていく必要があることから、未成年者の健全育成や人権擁護等の関係機関、団体が連携していじめ防止等に取り組むよう、栃木市いじめ問題対策連絡協議会の設置を規定するものです。所掌事務、委員の人数、構成、任期等について定めております。

第12条は、いじめの防止等の対策を行い、重大ないじめが起きた場合に調査を実施する、教育委員会の附属機関として栃木市いじめ問題対策専門委員会の設置について、所掌事務と人数、任期について規定したものでございます。

また、第13条は、必要に応じて市長が再調査を行うための附属機関として栃木市いじめ問題再調査委員会の設置について、所掌事務と人数、任期について規定したものでございます。

第14条は、市の施策や市立学校への措置等に対する財政上の措置について、また第15条については、いじめの早期発見やいじめへの迅速な対応をするための相談体制の整備について定めております。

第16条は広報及び啓発について、第17条は個人情報の取り扱いについて定めております。

第18条は委任に関する規定でありまして、この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会規則で定めます。

また、附則として、本条例の施行を公布の日からとしております。

議案第22号 栃木市いじめ防止対策推進条例の制定についてご説明をさせていただきました。制定することにつきまして、議会の議決を求めるものでございますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） ご苦勞さまでした。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 1点お伺いをいたします。

全市でいじめを防いでいこうということがよくわかります。それで、16条に広報及び啓発ということで一応うたってはあるのですが、この条例制定の周知をもう少し具体的に、どのような方法でお知らせをしていこうとしているのかお尋ねをいたします。

○委員長（広瀬義明君） 島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） 条例が制定されましたら、これにつきましては、まず各学校のほうにこの条例と、また高校のほうにもこの条例等を送付していきたいと思っております。また、市のホームページ等においても、その条例が制定されたことについては周知してまいりたいというふうに思っております。さらに、この条例につきましてさらに推進していくよう、啓発のためのリーフレット等の作成等についても検討していこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 今お答えいただきましたが、そうすると、市民への場合は、やはり、リーフレットができて、それを回覧で回すとか、そういうふうな考え方でよろしいのですか。

○委員長（広瀬義明君） 島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） 現在、来年度の予算の中で考えていたものは、学校と保護者向けには全部に配ろうというふうに考えておりました。また、そういう回覧ということについても、部数的に足りるよう努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 市の責務とか、いろんな責務が書かれておりますけれども、これまでもいじめ対策においてはしっかりと取り組んできていただいているというふうに思います。この条例化によって、これまでと大きく変わることで、また期待できることがあればお話をいただければと思いま

す。

○委員長（広瀬義明君） 島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） この条例につきましては、他市のものと多少違っているところがございます。どういった点かといいますと、1つは、市立小中学校に限らずに、高校までその範囲を広げたというところがございます。また、市内にある学校に在籍する子供たちをいじめから守るだけではなくて、本市から外の学校に行っているけれども、栃木市に在住している小中高生まで範囲を広げております。そういった点は、本市のいじめ防止対策推進条例の特徴でございます。

それらにつきまして考えていきますと、市民総ぐるみで、今までは学校が、あるいはP T A連合会がというふうに独自に動いていたかもしれませんが、それが組織的に、あるいは総合的な形でいじめ防止に関して進んでいくということにおいては効果が得られるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 要望になりますが、さまざまな自治体でもさまざまな取り組みを行っております。しかしながら、まだ解決に至らず、悩んでおられる児童の方もたくさんおられますので、寄り添ってさまざまな角度から対応していただけるように引き続きお願いをしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 要望ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 15条以降なのですが、児童生徒の状況を把握するとともに、児童生徒及び保護者が相談することができる体制を整備するものとするということなのですが、今まで児童生徒の状況把握というのはやられてきたかと思うのですが、今後これが変わるのか。それとまた、児童生徒及び保護者が相談することができる体制を整備というのは具体的にはどのようなことなのかお聞かせください。

○委員長（広瀬義明君） 島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） 児童生徒に関しての相談体制ということにつきましては、各学校において児童生徒の相談機関等を設けてまいります。その中で設けていくということが1つと、学校に相談できない場合がございます。そういった中では、栃木市にあったか電話というのがございます。学校教育課にあります。そのあったか電話、さらに生涯学習課のほうにいじめ相談電話がございます。そういった中で相談をしていただくということになります。

また、保護者のほうでございますが、保護者のほうにつきましても、このあったか電話あるいはいじめ電話等につきましては、保護者のほうからも電話が入っているという状況がございます。そ



ういった中では、保護者向け等にもそういった案内等をしながら周知を図って、電話相談体制を充実させてまいりたいと考えております。あわせて、各学校にはカウンセラーが配置されておりますので、そのカウンセラーに相談するということが可能になってまいります。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございますか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 内容について少しお伺いしたいと思いますけれども、まず第2条、定義の（7）ですけれども、これは関係機関等ということが書いてあって、この定義ですけれども、警察署、児童相談所、ここに教育委員会が入っていたほうがいいのではないかという気がするのですけれども、これはなぜ入らないのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） いじめ対策問題専門委員会というのがございますが、その中にはもちろん教育委員会が入ってまいります。そういった中では、あえて定義の中には、「等」という中で含まれてくるというふうに考えていただいて、入らないというわけではございませんので、あわせて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） そういうことであれば、「等」ということの中に含んでいるということであるとすれば、ここにはきちっと書いておいたほうがいいかなという気はしますけれども、いいです、そういうことであるとすれば。

いいですか、続けて。第4条ですけれども、2項ですけれども、いじめを防止するための学校内の活動に主体的に取り組むということですが、その下についても、学校生活を安心安全で送ることができるように努めるということですが、具体的にはこの辺は、取り組みは、どのような取り組みを想定しているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） 学校教育活動におきましては、年間を通して人権に配慮した教育あるいは道徳教育の推進というのはもちろん行われております。また、児童会あるいは生徒会が主体的になって、いじめ防止、要するに、いじめというのは、我々が守るといってもありますが、子供たち自身がある意味いじめというものを解決していく、あるいはやらないようにしていくということも大切なことございまして、実際各学校で行われておりますのは、仲よし宣言とか仲よし活動、あるいは12月中にはいじめゼロ宣言とかいじめゼロ活動とか、そういったものが行われております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 続きまして、第5条ですけれども、市の責務として必要な措置を講じるというところがあるのですけれども、これは必要な措置と、必要な施策を講ずるとあるのですけれども、市の責務、必要な施策、具体的にはどういうことが想定されるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） まず、必要な施策等でございますが、いじめ防止、いじめ早期発見、いじめ対応というふうに、いじめをなくしていくためには3つの観点があるかと思うのですが、いじめ防止につきましては、本市学校教育が特に重点としてやっております、山本有三先生 の精神を生かした生命、人権の尊重の教育の推進というのをまず柱に置きまして、道徳教育の推進、人権教育の推進というものに力を入れてまいります。

また、学校間の連携、小学校、中学校の連携を図らなくてはいけないものでありますから、生徒指導問題につきましても、小中一貫の教育の中でそれを充実させていくという方向性を持っております。

さらに、関係機関が連携していくということの中では、この条例の中にも定めてありますように、いじめ問題対策連絡協議会等を設置して、その関係機関の連絡調整、情報の共有化、解決等というものについて図ってまいりたいというふうに考えております。

いじめの早期発見ということにつきましてでございますが、いじめの定期調査等について行ってまいりたいというふうに考えております。

また、いじめへの対応ということに対してであります。本市独自であります。児童生徒支援チームというものを結成してございます。それは、指導主事や学校教育支援専門員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等をもってチームを編成しておりますが、そのチームでもって困難な課題に対応していくと、また迅速な対応をしていくというふうなことを考えております。

そういった中で、措置でございますが、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの派遣あるいは学校支援員の配置等を考えてございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 調査ということはとても大事だと思うのですけれども、その調査の回数とか、どういうときにやるとかということについてはいかがでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） 調査は2種類ございまして、1種類は教職員のほうが調査する認知件数調査というのがございます。それは、2カ月に1回ごとに調査をしていきます。また、児童生徒に対しまして、児童生徒に無記名式でアンケートを実施してまいります。それは年1回でございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 第6条ですけれども、この2項ですけれども、これを読みますと、「市立学校の教職員は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、」ということになっているのですけれども、ここは、細かい話ですけれども、「受けている」とすべきではないかと思うのです。「受けていると思われる」もあるけれども、「受けているとき」と「受けていると思われるとき」の2つあると思うのです。ですから、文章的に細かく言うと、受けているときは、及びそういうふうと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対応し、例えばいじめの解消に努めるとか、そういうふうな文言が私はいいのではないかと思ったのだけれども、その辺はもう少し丁寧な言い方をしたほうがいいのではないかという気がしたものですから、いかがでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） 「いじめを受けていると思われる」という大きな表現にしたのは、いじめに関しては、確かに誰もが見てもいじめという場合もございますし、いじめにつながると思われるものもございます。そういったものに関して、大きく捉えながら、でも早期に発見をし、早期に対応するという事の中で、包含した形の表現ということにさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 議論するつもりはないですけれども、思わないとすれば、教職員の皆さんが最後まで思わなかったら、これは成り立たない文章なのです。いじめがあったとしても、思わなければ。そういう捉え方をこの文章はできるから、私は言っているわけです。これは、例えばいじめを受けていると思わなかったということにすれば、この文章は成立しないのです。だから、いじめがある場合、客観的な事実としてある場合と思う場合と2つあるという気がするのです。それを言わないと、これは文章的におかしいのではないかと思うのだけれども、いかがでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員、先ほど説明がありましたとおり、包括的な意味で捉えていた、そこまで隠れみのにする条例ではないと私は思うのですが、その辺、ご理解頂戴できますでしょうか。

○委員（大武真一君） いや、僕は向こうに聞いているのだよ。

○委員長（広瀬義明君） 島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） いじめを受けていると思われるということについては、先ほど申し上げたとおりでございます。ただ、思わないということについてでございますが、その辺のところは教職員等にも十分指導してまいりまして、微々細に留意しながら対応してまいりたいと思います。一番の大きな目的は、いじめを早期に発見していくことだと思っておりますので、その辺

は真摯に向き合わせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 委員長の意見もあるようですから、ちょっと、少し言うことだけにしますけれども、もっと言えば、連携して、みんなと、これは責務は、教職員の責務だから、教職員としては取り組む具体的な、例えばいろんな機関と、みんなと相談して連携しながらその解消に努めるとか、そういうのも第3項でつくってもよかったのではないかと私は思っているのですけれども、いいです、それは。

まだいっぱいあるのです。いいですか、続いて。第7条ですけれども、これは第2項ですけれども、「保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合は、適切にいじめから保護するものとする。」ということがあるのだけれども、保護者の責務として、やはり教育委員会等に直ちに連絡するとかいうことをやっぱり入れてほしいと思うのです。それは含んでいるということも言えるのだけれども、具体的にこの条例はそういうことを定めたほうが効果を上げやすいのではないかとということで私は申し上げているのだけれども、その辺は、例えばそういういじめの問題があったら、教育委員会にすぐ連絡するというようなことをやはり入れておいたほうがいいのではないと思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） 今大武委員のご指摘の点については、まさしく、何かあったらすぐに教育委員会に連絡するという事は非常に大切なことだと思いますし、学校のほうにも連絡するというのも大切なことだと思います。そういったものも含めまして、保護するというふうな捉え方をさせていただいたところでございます。確かに細かく書くという方法もあるのですが、その辺はご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） そういうところが、もう少しきめ細やかに書かないと、保護者のあり方とかやり方というのはやっぱり定まってこないと思うのです。そうしたほうが、この条例も生きてくると思うのです。そういう意味では、もう少し、教育委員会は嫌かもしれないけれども、そうしたほうが効果が上がるのではないかと考えています。これは要望にしておきます。

次、よろしいでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） あと何点ほど続きますか。

○委員（大武真一君） あと五、六点はあるかな。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 第11条ですけれども、栃木市いじめ問題対策連絡協議会の委員が15人以内で

組織されるわけですがけれども、第4項の(1)から(6)までありますけれども、ここに公募委員が入っていないとか、これは自治基本条例で入れなくてはいけないのではないかと思うのだけれども、公募委員が入っていないというのはよろしいのでしょうか。

○委員長(広瀬義明君) 島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長(島田芳行君) このいじめ問題対策連絡協議会につきましては、いじめに関する問題について情報を共有し合います関係機関との連絡調整を図るための会議でございますので、各種団体あるいは関係各機関等の代表による協議会ということになりますので、ここには公募というものが入ってまいりません。

以上でございます。

○委員長(広瀬義明君) 大武委員。

○委員(大武真一君) いや、自治基本条例で決まっている公募委員をここに外していいということは私はないと思うのだけれども、どうして外してよろしいのでしょうか。基本条例ですよ、自治基本条例。

○委員長(広瀬義明君) 小林教育部長。

○教育部長(小林勝夫君) 大武委員さんのおっしゃるところもよくわかります。公募委員につきましては、基本的には、市民生活と密接に結びつくような具体的な計画あるいは条例、こういうものを策定するときあるいは審議するときということで基本的には決まっているかと思えます。

先ほど担当課長がご説明しましたように、いじめ問題対策連絡協議会ということは、いじめなくすために関係機関あるいは専門的な人が集まって、どうしようかというものをやりますので、そういう意味で、こちらのほうは特に公募委員というのは求めては、この条例上には入っておりません。ただ、今後、既につくってありますけれども、この条例に基づきまして、いじめの対策の具体的な計画等をつくるときには当然公募委員も入りますし、具体的な内容に入れば公募委員をお願いするようなこともあるかと思えます。ただ、この対策連絡協議会というのは、先ほど言いましたように、関係機関との連携を強める、あるいはそれについて相談をするという機関でございますので、その点はご了解をお願いいたします。

○委員長(広瀬義明君) ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(広瀬義明君) ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(広瀬義明君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(広瀬義明君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第22号 栃木市いじめ防止対策推進条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第2、議案第23号 栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（寺内国雄君） ただいまご上程いただきました議案第23号 栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書は32ページ、議案説明書は（その1）の4ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書（その1）の4ページをお開き願います。提案理由でございますが、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、栃木市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正することにつきまして議会の議決をいただきたいというものでございます。

改正の概要につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして、農業委員会の委員の定数上限が変更になったこと、農地利用最適化推進委員を新設する必要があるため、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定するものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

議案書の33ページをお開き願います。条例の内容につきましてご説明をいたします。第1条は、改正の趣旨についてでございます。

第2条では、農業委員会の委員の定数を25人とするものでございます。

第3条では、農地利用最適化推進委員の定数を78人とするものでございます。

附則であります。第1項では、施行期日は、平成28年4月1日から施行するというものでございます。

第2項では、経過措置といたしまして、現農業委員会の委員は任期満了の日まで在任するというものでございます。

そして、第3項では、栃木市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区における委員の定数に関する条例は廃止するというものでございます。

34ページをお開きください。第4項では、証人等の実費弁償に関する条例の一部改正でございま

す。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） ご苦労さまでした。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 農業委員の選任について、推薦、公募ということで、何人ぐらい、推薦、公募の人数を、割合、わかりましたら教えていただきたいなと思います。

○委員長（広瀬義明君） 寺内農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（寺内国雄君） 定数については、先ほど説明しました25名なのですが、その中に推薦委員と公募委員というのがいまして、推薦については、地区推薦あるいは団体推薦、公募という形なのですが、これから定数の条例が議決されました後に要綱等をそれを含めて制定するような形になるのですが、現在事務局で考えているのは、地域推薦をやはり中心としまして、そちらの人数をかなり多くしまして、残りを、法律に定められているのは、利害関係のない第三者を1名以上入れるということと公募委員を入れるということで、利害関係者、公募委員を合わせて3名前後という、3名、4名ぐらいで、残りは推薦ということを考えております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） はい、わかりました。

その場合、公募委員について、定年制とか、そういうものはとるのでしょうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（広瀬義明君） 寺内農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（寺内国雄君） 農業委員会のもとの法律の農業委員会法におきましても、特に定年制ということをお求めていませんので、1つが、農業委員になれる方ということで、農業に対して識見を持っていて、熱い志を持っているということがありますので、そういう方であれば公募あるいは地区推薦をいただければと思っております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 民生委員さんとか農協理事さん、あるいは、あとは交通安全協会の方たちは恐らく定年制をとっているかなという気があるのです。農業委員会さんも、正直言って、現地確認をしたり、暑い中動くわけです。やっぱり、定年制があったほうが何かと便利なところがあるので、私は、組織をつくるときに、公選法だと、これは定年制はとれませんけれども、この場合は推薦ということになりますから、定年制というのは考えておいたほうが将来のためにいいだろうなと私は

思いますけれども、これは要望です。

○委員長（広瀬義明君） 要望でよろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） まず、基本的な話を少しお伺いしたいと思うのですが、選挙制だったわけですよね、農業委員は、選挙。これを任命制、推薦、市長の任命制にするということについて、どういう、そこは趣旨なのか、まずお伺いしたい。

○委員長（広瀬義明君） 寺内農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（寺内国雄君） 今回の質問なのですが、大きくは、もとの法律の農業委員会法が4月から変わったということが前提にあるのですが、法律改正の前提と申しますか、内容につきましては、日本、全体的に考えると、非常に農業者の担い手が高齢化して少なくなってしまったということ、さらにそれに伴いまして、耕作放棄地が全国的に、栃木市も含めて多くなっているということで、昨年の例をちょっと申し上げますと、全国的に耕作放棄地が42万4,000ヘクタールということで、これは富山県と同じぐらいの面積だということとなっております。その前の年は約40万ヘクタールで、滋賀県と同じぐらいということで、ますます増えてしまって、これはひいては日本の食料の自給率の確保にも関係することでありまして、そういうことを含めまして、今までよりも強固に担い手の確保とか耕作放棄地の防止をするということで、具体的には農地利用の最適化、推進委員も含めまして、それを最優先で達成していくのだというのが目的と申しますか、改正の大きな内容だと思っております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 今回は、1つ、定数の、これは出てきたのですが、そのほかいろいろ、農業委員会、選挙に関する話とか条例はたくさんありますよね。その辺の条例の改正って、廃止とか、そういうのは今回は出てきていないようですが、その辺はどういうふうに考えればよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 寺内農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（寺内国雄君） 今回の改正によりまして、きょうご提案申し上げます、今まで選挙でしたから、それを全面的に今改正するというので、選挙にかかわる部分は廃止しまして、新たに今回の条例を制定させていただくということになります。

〔「そうなのだけれども、条例がたくさんあるではないですか」と呼ぶ者あり〕

○農業委員会事務局次長（寺内国雄君） 農業委員会に関する条例というのは、ただいまお示ししたのものになるのですが……



〔「これだけ」と呼ぶ者あり〕

- 農業委員会事務局次長（寺内国雄君） はい。
- 委員長（広瀬義明君） 大武委員。
- 委員（大武真一君） 市の条例としてはこれしかない、定数条例しかないということですか。ほかには、廃止はしなくても、廃止するものがないというふうに捉えてよろしいのですね。
- 委員長（広瀬義明君） 寺内農業委員会事務局次長。
- 農業委員会事務局次長（寺内国雄君） 大武委員のお見込みのとおりということで。
- 委員長（広瀬義明君） 大武委員。
- 委員（大武真一君） 現在は38名ですか。議会枠とか公募枠というのがありますよね。議会が4名で、あと4名、8名ぐらいあったと思うのですけれども、そういう公正公平な中立的な判断をする人ということで枠をとっていたわけですよ。それを、今読みますと、今、あれで3人とか何かおっしゃったようでも、その辺の、もちろん議会枠がなくなるし、関係諸団体推薦の委員さんもなくなるということだろうと思うのですけれども、あとは推薦で、中立な立場で公正な判断をすることができる者、1人以上ということで今何か来ていますよね。その辺、1人以上ということは、我が栃木市の場合は今おっしゃった3名というふうな枠で捉えてよろしいのですか。この人数の中で、25人の中で。
- 委員長（広瀬義明君） 寺内農業委員会事務局次長。
- 農業委員会事務局次長（寺内国雄君） 何回も同じような話になってしまいますが、地区推薦がやはり、担当区域を持ちますので、基本であるかとは考えておりますが、その中で認定農業者の枠というものもありまして、認定農業者が全農業委員の半分を超えるということで、栃木市の場合、定員が25名ですと、13名は認定農業者を入れなければならないという縛りがございます。その中で、公募委員とか、そのほか利害関係のない第三者に関しては、なかなか、認定農業者から選ぶというのが非常に困難だと思います。多分、ほかの地域とか団体推薦の中から選ぶような形になるのですが、そのような形の中で、最大限、栃木市農業委員会が有効に活動できるような形をとりたいと思います。先ほど数字的に申し上げましたが、実際には全体の中で市長が議会の同意を得て任命するような形になりますので、地域推薦あるいは団体推薦、公募の中から選ぶというのが本来の筋で、その中の枠とすれば、やはり地域推薦を多くとっていきたいという考えでおります。
- 委員長（広瀬義明君） 大武委員。
- 委員（大武真一君） これまでも、私、反対、これはちょっと賛成できないと思うのだけれども、これは討論ではないのですけれども、わかりました。  
認定農業者と言われる方は、栃木市には何名いらっしゃるのですか。
- 委員長（広瀬義明君） 寺内農業委員会事務局次長。
- 農業委員会事務局次長（寺内国雄君） 去年の12月1日現在で647名です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 647名の中から、半数、13名以上ということになるわけですね。

会社が例えば農業を経営していて、農業を会社が、そういう場合の関係者が推薦されて出てくるということも当然考えられると思うのですけれども、そのとおりでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 寺内農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（寺内国雄君） 大武委員おっしゃるとおり、農業生産法人、4月から名前が多少変わるのですけれども、農業生産法人の役員といいますか、会社自体ではありませんが、個人であれば推薦していただけるという話になります。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 栃木市の場合、会社がそういうふうな形で、法人、やっている会社、農業法人というか、農業をやっている会社というのは何社ぐらいあるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 寺内農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（寺内国雄君） 今正確な数字を持ち合わせていないのですが、記憶ですと20から30の間が農業生産法人の数です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。正確な数は後で調べていただけますか。後ほど報告をお願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） これまできちとした形で、選挙で選んで、農業のあり方とか農業の仕方をその選挙で選ばれた農業委員さんがやっていたわけですね。これが任命、指名ということになると、その辺のいろんな、公平性、中立性というか、そういう形の中で損なわれる可能性もあるので、私は、こういう形の農業委員会のあり方というのは、農業委員のあり方というのは賛成できないということであります。

過去、聞いてみますと、農業委員会の、農業委員の選挙というのは、ほとんど選挙にはなっていないのだけれども、しているところもある、何割かあるようです。ですから、そういうことを考えると、やはり形としては、形式としては、やはりこういう、とっておかないと、それがやはり一つの公正公平な農業政策を担保するという形なものですから、ぜひ、私はこういう形の指名、任命ということについては賛成できませんので、反対です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに討論はありませんか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 私は賛成の立場で討論というか、お話をしたいと思うのですけれども。

選挙で今まで農業委員さん、選挙になるとというのは、大体、ほとんど、いじめというのではないのですけれども、ほとんどいたずらに出るような方が多かったように見えるのです。そういうことではなくて、選挙をなくして、やっぱりその地域で一生懸命やってくれる人たちに、やっぱり認定農業者は農業に対して一生懸命やっておりますから、そういう人たちがやっぱり選出してもらって、これからの農業をやっぱり考えていただくということでは重要だろうと思うのです。そういったことで、私は全員、認定農業者協議会の人でもいいのではないかなと思うぐらいで、そういった立場で、また企業と言いましたけれども、生産法人も、ほとんど農業者が集まってつくった生産法人だと思います。そういうことでありますので、問題はありませぬので、これからは市長推薦ということで考えていただけるのが最高のやっぱり農業委員の選出の方法だろうと私は思いますので、大賛成をします。よろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに討論はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第23号 栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛 成	針谷正夫	青木一男	坂東一敏	古沢ちい子	小堀良江
	梅澤米満				
反 対	大武真一				

○委員長（広瀬義明君） 起立多数であります。

したがいまして、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第34号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第3、議案第34号 栃木市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） ただいま上程をいただきました議案第34号 栃木市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書113ページ、議案説明書は（その2）の26ページから28ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書（その2）の26ページをごらんいただきたいと思います。提案理由についてであります。勤労青少年福祉法の一部改正及び利用者の上限年齢の見直しを行うことに伴いまして、栃木市勤労青少年ホーム条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をいただきたいというものでございます。

改正の概要につきましては、1といたしまして、勤労青少年福祉法に係る引用条項を削ること、2といたしまして、利用者の範囲を15歳以上40歳未満の者に改めるというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

27ページ、28ページをお開きください。改正する条例の内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。第1条におきまして、施設の設置について規定をしておりますが、平成27年10月1日に勤労青少年福祉法の一部が改正されまして、自治体への勤労青少年ホームの設置の努力義務を定めた規定が削られました。そのために、本条項から同法の規定に基づく部分を削除し、関係法令との整合を図るというものでございます。

また、第5条におきまして、利用者の範囲を規定しております。現在、施設の利用者の対象年齢を、いわゆる青少年としての年齢を35歳以下と定めておりますが、県内、近県の同じような施設の状態、さらに平成22年に子ども・若者育成支援推進法というものが施行されておりますが、これ以降、例えば内閣府の子ども・若者ビジョン等におきましては、40歳未満の者を青少年として規定している例が多くなってございます。このようなことを総合的に勘案いたしまして、この施設を利用できる上限の年齢を「35歳以下」から「40歳未満」に改正したいというものでございます。

次に、議案書の説明をさせていただきます。議案書の113ページをお開きください。栃木市勤労青少年ホーム条例の一部を次のように改正するというものでございまして、改正の内容につきましては新旧対照表によりご説明したとおりでございます。

附則であります。この条例は平成28年4月1日から施行したいというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） ご苦労さまでした。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第34号 栃木市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第40号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第4、議案第40号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） ただいまご上程いただきました議案第40号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は131ページ、議案説明書は（その2）の70ページになります。

恐れ入りますが、まず議案説明書（その2）70ページをごらんください。提案理由でございますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に伴う栃木県職員の給与改定及び地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正することについて議会の議決をいただきたいものでございます。

改正の概要でございますが、引用条項を改めること、また2つ目としまして、市費負担教職員給料表を改めること。市費負担教職員につきましては、一般任期付職員ではございますが、その職員を学校に派遣するということから、学校教育課、教育委員会のほうで所管していることでございます。また、今回の給料表につきましては、人材確保の観点から、先ほどもお話しさせていただきましたように、栃木県の教員のほうの給与に伴って給料表を定めているという現状がございます。

では、内容について、新旧対照表により説明をさせていただきたいと思っております。恐れ入りますが、71ページ、72ページをごらんいただきたいと思っております。第1条につきましては、地方公務員法の中で「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。」と第24条第6項に規定していることにつきまして、同条第5項に改められることから、引用条項を改めるものでございます。

また、次の別表第1の給料表の引き上げにつきましては、民間給与との格差を埋めるために俸給表の水準を引き上げ改定するものでございまして、市費負担教職員についての人材確保のため、県の教職員給料表に準じておりますことから、別表のとおり任期付市費負担教職員の給料表を引き上げるものでございます。

それでは、議案書の131ページをごらんいただきたいと思います。栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとするというものでございます。

議案書の内容でございますが、先ほど新旧対照表により説明差し上げたとおりでございますが、134ページ、135ページをお開きいただきたいと思います。そこに、ページの中ほど、表の下にあります附則でございますが、1の施行期日につきましては、公布の日から施行するというものでございます。

2の規定は、本年度既に支給した分についても遡及適用する、平成27年4月1日から適用するというものでございます。

また、3から6については、支払いに関するみなし措置及び経過措置に関することでございます。

以上で説明を終了させていただきたいと思います。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（広瀬義明君） ご苦労さまでした。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） これは、対象人数は何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） 平成27年度につきましては、7名が対象になります。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 給料だけの改定ですけれども、人事院勧告は一時金等についても勧告していますよね。その辺については、これはしないということでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） ここに掲載されておりますのは給料でございますが、そのほかの期末勤勉手当、地域手当等についても同じように、職員、そちらは市のほうに合わせまして、期末勤勉手当であれば4.1月分から4.2月分、また地域手当につきましても2%というふうになってまいります。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） ここに載っていないものですから、そっちは省略されるのかなとちょっと思ったりしていたのですけれども、わかりました。

7名ということで、念のためにお伺いしておきますけれども、これは上がる人もいれば下がる人もいますよね。年寄りのほうは下がっていますよね。そういうことも含めて、年間の負担額は7名、どのくらいになるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） 給料関係、期末勤勉手当、地域手当関係、全部含めまして59万1,710円になります。

○委員長（広瀬義明君） プラスがということでよろしいですか。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） はい、そうでございます。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第40号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

（午前 9時58分）

---

○委員長（広瀬義明君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午前10時10分）

---

#### ◎発言の申し出

○委員長（広瀬義明君） 寺内農業委員会事務局次長より発言の申し出がございましたので、これを許します。

寺内農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（寺内国雄君） 先ほどの大武委員のご質問にお答えをいたします。

栃木市内の農業生産法人の数ですが、平成28年の2月末現在で21法人ということでございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） それは、株式会社は全然入っていないということよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 寺内農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（寺内国雄君） 農業生産法人ということで、もちろん株式会社、農事組合法人も含めての数なのですが、そのほかに一般の農業をやっている法人ということで、畜産とか花卉専門で土地を全然持っていない法人もあります。それを全て合わせますと、今把握している段階ですと41ほどあります。農業生産法人はあくまでも21ということです。

---

◎議案第41号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第5、議案第41号 栃木市集会所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小林生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林章二君） ただいまご上程をいただきました議案第41号 栃木市集会所条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。議案書は136ページ、137ページになります。議案説明書は（その2）の80ページから82ページになります。

恐れ入りますが、まず議案説明書（その2）の80ページをごらんください。議案第41号 栃木市集会所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。初めに、提案理由であります。集会所運営委員会を統合し、栃木市集会所運営委員会を置くことに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市集会所条例の一部を改正することにつきまして議会の議決を求めるというものでございます。

改正の概要につきましては、「集会所運営委員会」を「栃木市集会所運営委員会」に改め、同委員会の定数を38人以内とすることというものであります。

参照条文は、説明を省略します。

次に、改正の内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたしますので、恐れ入りますが、81ページ、82ページをごらんください。第11条であります。見出し及び第1項中の「集会所運営委員会」を「栃木市集会所運営委員会」に改めるとともに、第2項におきまして、これまで管轄区域、合併前の市町の区域でございまして、ごとに定められておりました委員定数を「委員会は、委員38人以内をもって組織する。」と改めるものであります。

恐れ入りますが、議案書の137ページをごらんください。栃木市集会所条例の一部を次のように改正するというものでございます。先ほどの説明の内容でございます。

附則になりますが、この条例は平成28年4月1日から施行するというものであります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） ご苦労さまでした。

以上で当局の説明は終わりました。



ただいまから質疑に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） この集会所という、まず38人という人数を設定した、その根拠というか、81ページを見ますと、26人以内とかいうことで、大幅に増えているのですけれども、この人数の設定根拠というか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 小林生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林章二君） 条例上につきましては、これはそれぞれ合計しますと70人以内ということになるのですが、実際、現在、全部で57人、栃木の集会所が26人以内ですが、14人、大平集会所が19人、藤岡が14人、岩舟が10人、57人の運営委員で行われておりますが、こちらの人数につきましては、それぞれの各運営委員会の合同会議におきまして協議の結果、この人数となったものであります。

しかし、運営委員が少なくなったことにより、各集会所からの意見、要望が届きにくくなることもあるかもしれませんので、地域ごとの集会所の利用者、関係者等を対象とした意見交換の機会を設けて、指導事業の質が低下しないような努力はしたいと考えております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） これまでの集会所の、これまでというか、集会所の設置数というのを教えていただければと思います。

○委員長（広瀬義明君） 小林生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林章二君） 集会所の設置目的とかということでございますか。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員、これは集会所の数ということでしょうか。

○委員（大武真一君） 集会所というのが、例えば栃木市では何カ所あるとか、大平では何カ所あるとか、そういうのではないのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 小林生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林章二君） 集会所につきましては、設置条例でいいますと、栃木が2カ所、大平が5カ所、藤岡が2カ所、岩舟が2カ所でございます。ただし、栃木地域におきましては、集会所指導事業につきまして、第4地区コミュニティセンターでも行われておりますので、こちらの第4地区コミュニティセンターで行われている事業も栃木集会所運営委員会が見ているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 集会所を設置した趣旨というのを改めて今ちょっと言われましたけれども、改めて質問いたします。集会所の設置趣旨は何なののでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 小林生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林章二君） 集会所の設置目的でございますが、同和対策事業の一環として、地区内に教育の場として集会所が設置されたものでありまして、さまざまな人権課題を解決するため、地域住民の人権意識の高揚及び教養の向上、生活文化振興を図る人権啓発の場として設置されております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） わかりました。わからなかったものですから、そういうことですね。2カ所、5カ所、2カ所、2カ所プラス1カ所というような形であるのですけれども、これは活用というか、集会所の活用についてはどのように把握しておられるのでしょうか。活発な集会所運営がされているのか、閑古鳥が鳴いているというのか、その辺のところはどうなっているのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 小林生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林章二君） 利用状況でございますが、今年度につきましては、平成28年1月末現在の全部の集会所指導事業の利用件数でございますが、利用件数が1,561件、利用延べ人数が1万3,913人でございます。昨年度について見ますと、利用件数が1,898件、利用人数が1万8,342件ということで、それぞれの、子供向けあるいは女性向け、高齢者向け等の講座あるいは教室等で活発に利用されている状況でございます。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第41号 栃木市集会所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第45号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第6、議案第45号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（寺内国雄君） ただいまご上程いただきました議案第45号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書は164ページ、議案説明書は（その2）の140ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の（その2）の140ページをお開き願います。提案理由でございますが、農業委員会の会長、会長職務代理者及び委員の報酬を改正するとともに、新設されます農地利用最適化推進委員の報酬を定めることに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することにつきまして議会の議決をいただきたいというものでございます。

改正の概要につきましては、農業委員会の会長、会長職務代理者及び委員の報酬の年額を改正するとともに、農地利用最適化推進委員の報酬年額を新しく定めるというものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

141、142ページをお開きください。栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、新旧対照表でご説明を申し上げます。141ページにつきましては、現農業委員の報酬でございます。

そして、142ページが新農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の改正案でございます。農業委員会の会長につきましては、現行の年額「75万6,000円」を「102万円」に、会長職務代理者につきましては、年額「55万2,000円」を「72万円」に、委員の報酬につきましては、年額「48万円」を「60万円」に改正するというものでございます。そして、新設する農地利用最適化推進委員は年額30万円にするというものでございます。

議案書の165ページをお開きください。附則でございますが、施行期日は、平成28年4月1日から施行するというものでございます。

166ページをお開きください。経過措置といたしまして、現農業委員の委員の報酬は、任期満了の日まで現行の報酬額とするというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（広瀬義明君） ご苦労さまでした。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） 1点確認しておきたいのですが、新しくつくられた農地利用最適化推

進委員さんの仕事ということですが、農業委員さんとほとんど似たようなところがあると思うのですが、違うところも含めて、どういう仕事をされるのか確認をしておきたいと思いません。

○委員長（広瀬義明君） 寺内農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（寺内国雄君） ただいま大武委員がおっしゃったとおり、かぶる部分はもちろんございます。推進委員の主な役割は現場活動ということでありまして、特に農地の流動化ということで、担い手の土地を集積、集約化すること、あるいは耕作放棄地の発生防止のために日々農地のパトロール、集中的に行うときもあるのですが、農地のパトロールを行いまして、それに伴って、例えば耕作放棄地があった場合には利用意向調査を行うような仕事も推進委員の仕事になっております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 議員研究会である程度の説明をいただきましたので、ご説明をいただいた記憶はあるのですが、この金額が他市町の委員さんのモデル給与になるというふうに考えていますが、そうなると思います。その際、これを出すには、近隣市町村の例を例示することができないということで、時間給をもとにしたように記憶をしていますが、この辺でいいだろうという、その根拠といいますか、恥ずかしくないというのではなくて、その辺についてお伺いをいたします。額についての、適正であるとは認めてはいるのですが、その根拠についてお尋ねします。

○委員長（広瀬義明君） 寺内農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（寺内国雄君） 今針谷委員さんがおっしゃったとおり、額については、栃木市が県内では最も早いということで、ほかの市町村はこれからということになるのですが、既に4月1日に全国的には改正になっているところもございます。額もそれぞれ条例で定めることになっておりますので、多いところもあれば少ないところもあります。

栃木市の考え方は、先ほど委員さんがおっしゃいましたように、基本は地方自治法で、非常勤特別職の報酬は勤務日数というのが基本でありますので、時間単価で、現在の農業委員さんの活動日数を上げていただいているのがありまして、それに活動時間を掛けた、実際の単価を求めまして、新しい推進委員さんを含めた農業委員さんを、時間単価を求めて、それを上回らない範囲内の額になっております。実際には、例えば都城市などは、会長も含めて栃木市よりかなり多い金額を定めて、4月1日から施行するということになっております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第45号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第7、議案第10号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） ただいま上程をいただきました議案第10号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第6号）のうち所管関係部分につきましてご説明をさせていただきます。

まず、歳出からご説明いたします。6款1項1目農業委員会費につきましてご説明をいたします。恐れ入りますが、補正予算書102、103ページをお開きください。補正額は179万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。農業委員会運営費につきましては、法改正によりまして、毎年1月1日現在で調製している農業委員会選挙人名簿が廃止となりまして、その配布、回収に係る農業委員会補助員報酬を減額するものであります。

続きまして、2目農業総務費につきましてご説明いたします。補正額は749万3,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、給与及び共済費の決算見込み額を精査したことによりまして、不用額が生じることが見込まれるため減額をするものであります。以下、職員課所管の職員人件費につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、3目農業振興費につきましてご説明いたします。補正額は7,170万7,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。首都圏農業確立対策補助事業費（栃木）につきましては、総合的なTPP関連政策大綱に即し、担い手の経営発展に向けた取り組みを支援する補助金で

あります。

次のむらづくり施設管理運営委託事業費につきましては、いわふねフルーツパーク内パン加工施設のパン発酵機の更新に係る備品購入費であります。

続きまして、5目農地費につきましてご説明をいたします。補正額1億4,873万6,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。上から2事業目、多面的機能事業費（栃木）につきましては、今年度に農地維持の活動を予定した活動組織の1団体において事業実施が見送られましたので、活動組織に支出予定であった交付金について減額をするものでございます。

次の西前原地区県営かんがい排水事業負担金につきましては、本年度の県営事業費の減額に伴い、本市負担金額を減額するものでございます。

次の県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金（栃木）につきましては、大岩藤地区の県営ストックマネジメント事業において、本年度の県営事業費の減額に伴い、本市の負担金額を減額するものでございます。

次の県単独農業農村整備事業費（栃木）につきましては、今年度予定いたしました農道舗装工事の事業費の額が確定したことによりまして減額をするものであります。

次の県営農業用河川工作物応急対策事業負担金（西方）につきましては、農業用河川工作物応急対策事業が新規採択されましたので、本年度栃木県が実施する同事業に対する8%を負担するものであります。

104ページ、105ページをお開きください。続きまして、6款2項2目林業振興費につきましてご説明をいたします。補正額969万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。有害鳥獣対策事業費につきましては、有害鳥獣捕獲駆除事業とあわせて野生獣の侵入防止柵設置等の資材費補助事業を行っておりまして、本年度から侵入防止柵の補助上限額を個人20万円、団体100万円に拡充を図った結果、補助申請件数は前年度より大幅増となりましたが、1件当たりの補助申請額が少額なものが多いため、予算額を下回りました。

また、駆除従事者の維持、増加を目的としたわな猟免許取得・更新支援事業補助金につきましても、対象経費の全額を補助する制度に拡充をいたしましたが、新規取得者が前年並みであり、更新者につきましても、銃猟免許を有することから、更新の際に必要な診断書作成が不要となる申請者が多く、減額するものであります。

次の松くい虫防除委託事業費（岩舟）につきましては、伐倒駆除の実施予定箇所について、平成20年度から平成26年度までの7年間に伐倒駆除を実施した結果、被害が軽減されたことにより事業実施を見合わせることから、委託料を減額するものであります。

次に、106ページ、107ページをお開きください。7款1項2目商工業振興費につきましてご説明をいたします。補正額14万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。中小企業融資保証事業費（栃木）につきましては、市制度融資利用者が返済不能となり、栃木県信用保証協会が金

融機関に対して代位弁済を行った場合に、同協会との損失補償契約に基づき、市が一定割合を保証するということになっておりまして、今回、代位弁済に伴う損失補償が発生したことによる増額であります。

続きまして、3目工業開発費につきましてご説明をいたします。補正額1,517万9,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。千塚町上川原産業団地特別会計繰出金につきましては、産業団地造成事業費における委託料及び工事請負費等の歳出の減額に伴い、特別会計への繰出金を減額するものであります。

次の都賀インター周辺開発事業費につきましては、開発に当たっての基本構想策定等の業務を実施した結果、委託料が減額となったものであります。

続きまして、4目観光費につきましてご説明をいたします。補正額366万9,000円の減額でありまして、中ほどの財源内訳欄の特定財源の国庫補助支出金につきましては、観光情報物産館整備事業費に対する東日本大震災復興推進基金繰入金の減額であります。

右の説明欄をごらんください。観光情報物産館管理運営費につきましては、観光情報物産館の運営に係る光熱水費について、オープンに当たり、具体的な店舗運営方法を検討した結果、運営事業者に負担していただくということになったために減額をするものであります。

次のとちぎ秋まつりブランド化事業につきましては、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の交付に伴い、事業を遂行する予定でありましたが、残念ながら採択されませんでしたので、減額をするものであります。

次の江戸文化の伝承による観光振興プロジェクト事業費につきましては、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生加速化交付金）を活用して、とちぎ秋まつりPR映像の撮影による山車会館映像のリニューアル委託事業を初めとして、小江戸3市のプロモーション強化による江戸文化の情報発信委託など、合計4,949万9,000円の委託料を増額するものであります。

続きまして、5目商工施設災害復旧費につきましてご説明をいたします。補正額4,100万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。中小企業災害復旧支援事業費（平成27年9月豪雨災害）（栃木）につきましては、罹災した中小企業の事業用設備の再建費用の一部補助及び融資の利子の一部補助をするものでありますが、災害直後の聞き取りによる当初見込み額より申請が下回るため減額をするものであります。

続きまして、8款2項3目道路新設改良費の所管部分につきましてご説明をいたします。110ページ、111ページをお開きください。市道D-311号線外道路新設改良事業費（栃木仲方）につきましては、委託料400万円及び工事請負費1,100万円の執行残額の減額と主要地方道栃木粕尾線の交差点改良における用地等の交渉の結果、年度内の用地取得及び支障物件の移転が困難であることから、土地購入費900万円、物件移転補償金3,000万円を減額するものであります。

以上で8款2項3目道路新設改良費までの説明を終了させていただきます。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 続きまして、10款教育費につきましてご説明をいたしますので、恐れ入りますが、補正予算書118ページ、119ページをお開きください。

1項3目教育振興費につきましてご説明をいたします。補正額600万円の増額でありまして、中ほどの補正額の財源内訳欄のその他の特定財源につきましては、奨学基金、義務教育施設整備基金への寄附金であり、右の説明欄をごらんください。奨学基金繰出金につきましては、経済的理由により就学することが困難な方に貸し付けを行う奨学基金に対し、個人からの寄附及び教育に対するふるさと応援寄附があったものを奨学基金への繰出金として増額するものであります。

次に、義務教育施設整備基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金の寄附見込み額が当初より増えたため、それに伴いまして積立金を増額するものであります。

120、121ページをお開きください。10款2項3目学校建設費につきましてご説明をいたします。補正額は9,966万6,000円の減額であります。

右の説明欄をごらんください。大平南小学校校舎整備事業費につきましては、備品購入費の執行残750万円を減額するものであります。

次の小学校普通教室棟のエアコン設置事業費につきましては、エアコン設置工事の積算業務委託並びに設置工事が終了したことによりまして、執行残5,580万円を減額するものであります。

次の小学校洋式トイレ改修事業費につきましては、トイレ改修実施設計業務委託並びに改修工事が終了したことによりまして執行残3,636万6,000円を減額するものであります。

続きまして、122、123ページをお開きください。10款3項1目学校管理費につきましてご説明をさせていただきます。補正額126万円の減額であります。

右の説明欄をごらんください。2事業目の中学校運営費につきましては、中学校体育連盟等が主催する全国、関東大会出場に係る経費の一部を支援することによりまして、大会出場経費の保護者負担軽減を図る交付金につきまして、当初の出場権獲得見込み額を大きく上回ったことによりまして、予算額が不足したことが生じたため、交付金を増額するものであります。

次に、3目学校建設費につきましてご説明をさせていただきます。補正額3億2,211万5,000円の減額であります。

右の説明欄をごらんください。大平中学校校舎等整備事業費につきまして、平成27年度、平成28年度の継続事業であります。工事監理業務委託並びに校舎改築工事が入札執行により額が確定し、また大平中学校屋内運動場耐震補強改修工事が終了したことによりまして執行残3億2,211万5,000円を減額するものであります。

続きまして、124、125ページをお開きください。次に、10款4項3目図書館費につきましてご説明をさせていただきます。補正額201万円の増額であります。中ほどの財源内訳欄の特定財源のその他につきましては、図書館振興基金寄附金であります。



右の説明欄をごらんください。図書館振興基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金のうち図書館振興基金宛ての寄附が大幅に増えたため、寄附金を基金として積み立てるものであります。

次に、4目文化財保護費につきましてご説明をさせていただきます。補正額362万円の減額でありまして、補正額の財源内訳欄の特定財源のその他につきましては、ふるさと文化振興基金寄附金と東日本大震災復興振興基金繰入金の増額、またふるさと文化振興基金利子の減額であります。総額で941万2,000円の増額となるものであります。

右の説明欄をごらんください。ふるさと文化振興基金積立金につきましては、ふるさと文化振興基金利子の利率が低かったことにより基金利子積み立てへの減額分と、ふるさと文化振興基金寄附金として、栃木市ふるさと応援寄附の寄附をいただいた個人432名分とふるさと文化振興基金、7団体から寄附があったことにより基金積み立て分の増額分を相殺し、ふるさと文化振興基金として積み立てるものであります。

次の伝統的建造物群保存事業費につきまして、伝統的建造物群の修理等の補助対象経費の減額に係る伝統的建造物群保存事業補助金の減額が主なものであります。

次に、5目文化会館費につきましてご説明をさせていただきます。補正額129万6,000円の減額でありまして、中ほどの補正額の財源内訳のその他につきましては、栃木文化会館自動販売機設置収入の減額であります。

右の説明欄をごらんください。文化会館管理運営委託事業費につきましては、指定管理者が提案しました予約管理システムについて、市が平成27年3月1日に導入した公共施設予約案内システムと同等であり、代用可能であることから、指定管理料より予約システム運用分を減額するものであります。

続きまして、126、127ページをお開きください。10款5項1目保健体育総務費につきましてご説明をさせていただきます。補正額300万円の増額でありまして、中ほどの財源内訳欄、特定財源のその他につきましては、スポーツ振興寄附金の増額分であります。

右の説明欄をごらんください。スポーツ振興基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金を基金に積み立てるものであります。

次の3目学校給食費につきましてご説明をさせていただきます。補正額1,432万8,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。2事業目の学校給食事業につきましては、大平学校給食センターにおける光熱水費及び下水道使用料が不足するため増額するものであります。

続きまして、128、129ページをお開きください。11款1項1目農業施設災害復旧費につきましてご説明をさせていただきます。補正額2億3,988万3,000円の減額であります。

右の説明欄をごらんください。まず、農業施設災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（大平）につきましては、国の災害査定が完了し、事業費が確定したことにより減額をするものでございます。

次の農業施設災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（藤岡）につきましては、国の災害査定が完了し、事業費が確定したことによります減額をするものでございます。

次の農業施設災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（都賀）につきましては、豪雨災害における被害箇所が増加し、それに伴う工事及び測量試験の業務委託が発生したため、市単独土地改良事業補助金を増額するものであり、土地改良事業補助金については、国の査定の結果、事業量が増加したため増額とするものであります。

次の農業施設災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（西方）につきましては、国の査定が完了し、事業費が確定したことによります減額をするものでございます。

次の農業施設災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（岩舟）につきましては、災害復旧に係る業務委託が完了したことによります委託料を減額するものでございます。

続きまして、3目農地災害復旧費につきましてご説明をさせていただきます。補正額2,333万8,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。農地災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（藤岡）につきましては、国の災害査定が完了し、事業費が確定したことによります減額をするものでございます。

次の農地災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）（都賀）につきましては、豪雨災害における被害箇所が現場精査により、農地ではなく、農業施設として判明し、農地部分が減ったため減額をするものでございます。

続きまして、132、133ページをお開きください。11款3項1目小学校災害復旧費につきましてご説明をさせていただきます。補正額8,409万7,000円の減額であります。中ほどの補正額の財源内訳欄のその他の特定財源につきましては、日本教育公務員弘済会から部屋小学校へ100万円の寄附がありまして、そのための増額ということになります。

右の説明欄をごらんください。小学校施設災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、災害を受けた部屋小学校を初めとした学校施設の実施設計業務委託並びに工事監督業務委託、復旧工事の入札執行により金額が確定したために減額するものでございます。

以上をもちまして、所管関係部分の歳出の説明を終わらせていただきます。

○委員長（広瀬義明君） 出井伝建推進室長。

○伝建推進室長（出井章則君） 続きまして、歳入についてご説明いたします。

恐れ入りますが、60、61ページをお開きください。13款1項9目2節小学校使用料3万5,000円の増額につきましては、右の説明欄をごらんください。岩舟小学校・静和小学校太陽光発電施設屋根貸出し使用料につきましては、学校の屋根を貸し出し、太陽光発電施設が設置されたことに伴い発生する使用料であります。

14款1項4目2節公立学校施設災害復旧費負担金6,299万8,000円の減額につきましては、右の説明欄をごらんください。公立学校施設災害復旧事業負担金につきましては、学校施設の実施設計業

務委託並びに工事監理業務委託、復旧工事の入札執行により金額が確定したため、国庫負担金を減額するものであります。

62、63ページをお開きください。14款2項5目2節小学校費補助金1億3,298万5,000円の減額につきましては、右の説明欄をごらんください。学校施設環境改善交付金につきましては、小学校エアコン整備事業及び小学校トイレ整備事業に国庫補助金を見込んでいましたが、補助採択がされなかったため減額するものであります。

次に、3節中学校費補助金2億1,739万5,000円の増額につきましては、右の説明欄をごらんください。学校施設環境改善交付金につきましては、国からの国庫補助金内示額の増額によるものであります。

次に、4節社会教育費補助金895万6,000円の減額につきましては、右の説明欄の重要伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金でありまして、先ほど歳出のところでご説明いたしました伝統的建造物群保存事業補助金の減額に係る国庫補助金の減額及び伝建地区拠点施設整備事業の国庫補助金について、額が確定したことにより減額するものであります。

64、65ページをお開きください。15款2項4目農林水産業費県補助金につきましてご説明いたします。補助額6,948万8,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。1節農業費補助金、土地改良事業費補助金につきましては、栃木地域の細堀地区及び宮地区の農道舗装工事において、事業費が確定したことにより減額するものであります。

次の首都圏農業確立対策事業費補助金につきましては、T P P 関連政策大綱に基づく農業用施設整備を実施するための県補助金及び被災農業者向け経営体育成支援事業で、平成27年9月関東・東北豪雨により被災した農業用機械の買い替えや修繕について国、県補助を導入する経営体への県補助であり、増額するものであります。

次の多面的機能支払推進交付金につきましては、今年度に農地維持の活動を予定していた活動組織の1団体が事業実施を見送ったことから、国、県からの交付金を減額するものであります。

次に、2節林業費補助金、松くい虫防除事業補助金につきましては、岩舟地域の松くい虫防除委託事業において、実施予定箇所の被害が軽減されたことにより実施事業を見合わせることから、補助金を減額するものであります。

6目5節社会教育費補助金116万4,000円の減額につきましては、右の説明欄をごらんください。重要伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金につきましては、先ほど歳出のところでご説明いたしました伝統的建造物群保存事業補助金の減額に係る県補助金を減額するものであります。

次に、7目1節農林水産施設災害復旧費補助金につきましてご説明いたします。補正額1億5,004万5,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。農業施設災害復旧事業費補助金及び農地災害復旧事業費補助金につきましては、国の災害査定が完了し、事業費が確定したことによる減額であります。

16款1項1目1節土地建物貸付収入330万円の増額につきましては、右の説明欄をごらんください。栃木文化会館自動販売機設置収入につきましては、今年度より第4・四半期分の貸付収入を通知書等を発する年度の会計に計上することにより減額するものであります。

次の道の駅みかも自動販売機設置収入につきましては、今年度の販売実績に応じて増額するものであります。

2目1節利子及び配当金1,187万3,000円の減額につきましては、右の説明欄をごらんください。所管関係部分は、上から5行目、ふるさと文化振興基金利子につきましては、基金利子の利率が低かったことにより減額するものであります。

66、67ページをお開きください。17款1項6目1節教育総務費寄附金700万円の増額につきましては、右の説明欄をごらんください。教育総務費寄附金につきましては、個人6名の方からの寄附、日本教育公務員弘済会から部屋小学校に100万円を学校の復旧に役立ててほしいとの申し出がありました寄附金及び教育に対するふるさと応援寄附があったことにより増額となるものであります。

2節社会教育費寄附金につきましては、右側の説明欄をごらんください。図書館振興基金寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金により図書館振興基金に寄附が大幅に増えたため、200万円を増額するものであります。

次のふるさと文化振興基金寄附金につきましては、個人432名と7団体からの寄附があったことによる増額であります。

3節保健体育費寄附金、補正額300万円の増額につきましては、右の説明欄をごらんください。スポーツ振興寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金があったための増額であります。

68、69ページをお開きください。18款2項19目1節義務教育施設整備基金繰入金1億3,298万5,000円の増額につきましては、右側の説明欄をごらんください。義務教育施設整備基金繰入金につきましては、小学校エアコン整備事業及び小学校トイレ整備事業に国庫補助金を見込んでいましたが、採択されなかったため、基金より繰り入れするものであります。

以上をもちまして、所管関係部分の歳入の説明を終わらせていただきます。

○委員長（広瀬義明君） 石川農林課長。

○農林課長（石川利方君） 続きまして、継続費補正（変更）、繰越明許費補正（変更）及び債務負担行為補正（変更）につきましてご説明をいたします。

恐れ入りますが、3ページをお開きください。まず、第2条の継続費の補正であります。継続費の変更は、第2表、継続費補正によるというものであります。

次に、第3条の繰越明許費の補正であります。繰越明許費の追加は、第3表、繰越明許費補正によるというものであります。

次に、第4条の債務負担行為の補正であります。債務負担行為の変更は、第4表、債務負担行為の補正によるというものであります。

恐れ入りますが、7ページをお開きください。第2表、継続費補正（変更）につきましてご説明をいたします。10款3項中学校費、大平中学校校舎等整備事業につきましては、大平中学校校舎改築工事（建築・電気・機械）及び大平中学校校舎改築工事監理業務委託において、契約締結により平成27年度分の金額が確定し、変更等を考慮した上で執行残が生じる見込みとなったため減額するものであります。

8ページをごらんください。続きまして、第3表、繰越明許費補正（追加）につきましてご説明をいたします。上から8事業目の6款1項農業費、首都圏農業確立対策補助事業（栃木）につきましては、T P P 関連政策大綱に基づく国の平成27年度補正予算対応により、担い手確保・経営強化支援事業に基づき農業用施設整備を実施するに当たり、年度内に完了できないと判断したため繰り越しをするものであります。

次の市単独農業農村整備事業（栃木）につきましては、農道橋整備工事が年度内に完了しないと判断したため繰り越しをするものであります。

次の市単独農業農村整備事業（西方）につきましては、市道N-3326号線拡幅に伴う用地交渉に時間がかかり、拡幅用地購入及び物件移転補償が年度内に完了できないと判断したため繰り越しをするものであります。

次の農畜産業災害復旧支援事業（平成27年9月豪雨災害）につきましては、昨年9月の豪雨による農畜産業災害復旧事業費のうち、農地の復旧支援補助金について繰り越しをするものであります。

次に、2項林業費、出流ふれあいの森施設管理につきましては、出流ふれあいの森の体験交流センターやコテージ、キャンプ場などの6つの施設について、今年度より市上水道の利用を図る予定でございましたが、各施設の既設給水管が漏水していることが確認されましたので、給水管の布設替工事を追加して行うことになり、その工事が年度内に完了できないと判断したため繰り越しをするものであります。

9ページをごらんください。上から2事業目、8款2項道路橋りょう費につきましてご説明をいたします。市道D-311号線外道路新設改良事業（栃木仲方）につきましては、河川内の工事につきまして、渇水期の11月から5月の間のみ工事が許可されることから、工期に不足を生じ、年度内に工事の完了が見込めないため繰り越しをするものであります。

続きまして、10ページをお開きください。中段の10款3項中学校費につきましてご説明をいたします。中学校施設非構造部材耐震化事業につきましては、栃木東中学校ほか4中学校の武道場などの天井等改修工事が、年度内に工事が完了しないおそれがあることから繰り越しをするものであります。

次の東陽中学校敷地拡張整備事業につきましては、東陽中学校の敷地拡張において、学校や地域との合意形成に期間を要したため、年度内に関係法令の許認可が完了しないおそれがあることから繰り越しをするものであります。

次に、4項社会教育費、伝建地区拠点施設整備事業につきましては、用地等取得交渉に不測の日数を要しているため、年度内に売買が完了しないおそれがあることから繰り越しをするものであります。

次の11款1項農林水産施設災害復旧費、農業施設災害復旧事業（平成27年9月豪雨災害）（都賀）から農業施設災害復旧事業（平成27年9月豪雨災害）（岩舟）までにつきましては、昨年9月の豪雨により農業施設災害復旧事業費で現地確認などを実施した結果、復旧が年度内に完了しないと判断したため繰り越しをするものであります。

次の林業施設災害復旧事業（平成27年9月豪雨災害）（岩舟）につきましては、昨年9月の豪雨により林業施設災害復旧事業費で現地確認などを実施した結果、施設の復旧が年度内に完了しないと判断したため繰り越しをするものであります。

続きまして、11ページをごらんください。農地災害復旧事業（平成27年9月豪雨災害）（栃木）につきましては、栃木市大光寺町地内における農地の復旧工事が年度内に完了しないと判断したため繰り越しをするものであります。

次の農地災害復旧事業（平成27年9月豪雨災害）（都賀）につきましては、昨年9月の豪雨により農地災害復旧事業費で現地確認などを実施した結果、復旧が年度内に完了できないと判断したため繰り越しをするものであります。

下から2事業目、3項教育施設災害復旧費、小学校施設災害復旧事業（平成27年9月豪雨災害）につきましては、部屋小学校東教室棟の改修工事が完了しないおそれがあり、また栃木第三小学校につきましては、校庭の復旧工事が完了しないおそれがあることから繰り越しをするものであります。

12ページをごらんください。続きまして、第4表、債務負担行為補正（変更）につきましてご説明をいたします。平成27年度学校施設LED照明器具賃貸借につきましては、学校施設で長時間利用される照明器具をLED蛍光管に交換整備するに当たり、実施要領が確定され、提案限度額が決まったため、限度額を変更するものであります。

以上で平成27年度一般会計補正予算（第6号）に係る所管関係部分の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○委員長（広瀬義明君） ご苦労さまでした。

以上で当局の説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

（午前11時09分）

---

○委員長（広瀬義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

---

○委員長（広瀬義明君） お諮りいたします。

本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 107ページをお願いしたいと思います。

その中の観光費にとちぎ秋まつりブランド化事業費ということで、四千九百ウ十万余の採択をされなかったという説明をいただきました。採択をされなかったがために、5,000万円弱の事業ができなかったということになるわけですが、この採択されなかった理由というのは何であったのかお尋ねをします。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） お答えを申し上げます。

事業の経緯につきましては委員ご質問のとおりでございますが、個別にこの事業の不採択の理由というのが説明されているわけではございませんが、栃木市といたしますと、これは補正のときにもご説明を申し上げましたが、山車会館のリニューアルというところを前面に打ち出して、地方創生の交付金、これは上乘せ分でございますが、申請したのですけれども、やはり要件の中で他地域との連携ですとか観光振興というところを、やはり山車会館というところにちょっと集約し過ぎたといいますか、その点にウエートを置き過ぎたのかなというような反省はございます。その辺が理由かなというふうに思っております。地方創生の理念に直接的に、私どもとしますと、観光の振興につながって、最終的には定住促進、交流人口の増加につながるというふうなことから申請をさせていただいたのですけれども、その辺の訴えが少し届かなかったかなというふうなことでございます。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 再質問します。

今、観光振興あるいは連携が足りなかったかということは、こちらの臆測でお答えをいただいたわけですが、これはほかに県内ではどんなところが採択をされていて、その場合は、例えば連携というものを視野に入れてというか、そういうことで採択がなされているということでしょうか、お尋ねします。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 県内で3カ所ほど採択になっていたかと思いますが、個別にそれぞれが採択になった事業がどのような理由で採択されたかというところまでは具体には承知していませんが、やはり採択になった事業を参考に、今回改めてまた別の加速化交付金として手を挙げているわけですが、その前段で、国のほうからはこういった事業が前回のときは採択されましたよというようなところは示されて、そこから辺から十分に検討して申請をするよというふうな意図かというふうに考えておりますので、直接的に、恐らく、委員おっしゃるように、地域間連携ですとか地元経済への波及効果というところがポイントになっているのかなとは思いますが、具体的に採択になった事業がどのような点でというのは、申しわけないのですが、承知しておりません。ただし、委員おっしゃったとおり、そのようなところが分かれ道になったのかなというふうに考えているところであります。済みません、曖昧なお答えで。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 今よくテレビとか新聞を見ていますと、連携とか、あるいは観光スポットでなくて、観光地域ということ国をほうで言い始まっていますので、例えば山車会館ではなくて、山車会館を中心とした、その辺のエリアみたいなことで例えば申請をするとか、いろんな補助金の制度はあるのでしょうかけれども、これが一番有利だとなれば、また次年度、ぜひとも挑戦をしていただいて、そういった観光政策の強化を目指して頑張りたいと要望して終わります。

○委員長（広瀬義明君） 要望でよろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 関連、その下の江戸文化の伝承による観光振興プロジェクト事業費ですが、これは補正予算なので、これが通れば補正予算を実行していくということだと思っておりますけれども、プロジェクト推進委託料4,769万9,000円というのは、先ほどの説明ですと、ビデオ、山車会館の映像ですか、そういうのもリニューアルしたいという話のようですが、それは古くなったとか、評判が悪いとか、やっぱりかえなくてはいけないという理由についてちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） お答えを申し上げます。

前回のリニューアルから10年ほど経過しておりますので、あと画像が静止画を使っているような映像でございますので、今回の秋まつり取材いたしまして、最新の技術で動画等を駆使した魅力ある映像を提供できるようにしていきたいというものでございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。



○委員（大武真一君） これは3回目ですよ、これを入れると、たしか。一番最初が静止画みたいな、私はとても気に入っていたのですけれども、2回目は10年前ではなかったのではないですか。まだ五、六年ではないでしょうか、どうですか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 平成16年にリニューアルしておりますので、最初が平成7年に開館しております、平成16年、実際に映像を映し出したのが平成17年かもしれませんが、平成16年に改修しておりますので、ちょうど10年を経過しているかと思います。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） これは委託契約になると思うのですけれども、この入札、選別ということについてはどのように、従来の業者さんということも含めてだとは思いますが、その辺は公平公正にきちっとやるということだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 今回、この交付金で申請しております内容のうち、山車会館の映像のリニューアルの部分につきましては、ハード的な部分も更新しなければならないと、映像機器についても、ならないというふうに考えておまして、もちろん現在整備した事業者もおりますので、整備した事業者から見積もりをとりまして、その上で、ここの事業者しかできないということになりますと随意契約ということになります、その辺につきましては、この事業が採択された後、適切に、他の事業者でも施行可能であれば入札という方法になりますし、この事業者に特定されるということであれば随意契約ということになります、その辺は実際に事業を進めていく中で適正に執行してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 今年の秋まつりをやるということですか。そうすると、補正でなくても、平成28年度の予算の中で出てきてもいいような数字のような気がするのですけれども、今補正するという理由は何かあるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） ご説明をいたします。

この内容につきましては、補正減をいたしましたとちぎ秋まつりブランド化事業費と同じような趣旨でございまして、9月補正で交付金が決定になる前に申請段階で受け皿をつくっておかなければなりませんので、時間的なところもありまして、市の補正予算として上程させていただいた、結果的に採択されませんでしたので、今回減額をさせていただいたというのがさきの事業でございまして、今ご質問の江戸文化の伝承によるプロジェクト事業費につきましても、現在手を挙げており

まして、まさに3月半ばに交付決定になるかどうかというところでございますので、申しわけないのですけれども、市としてその受け皿をつくっておくために今議会に補正予算として上程させていただいているということでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 105ページなのですが、松くい虫防除委託事業費の岩舟で219万6,000円減額になっている。これの件について、これは期間がちょっと聞き取れなかったのですが、これは平成27年度だけだったのですか、ちょっと。

○委員長（広瀬義明君） 苗木岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（苗木 裕君） こちらの事業につきましては、岩舟時代から実施しておりまして、平成20年から平成26年までの7年間について実施してまいった結果、現地において改善が見られたということで今年度見送ったという経緯でございます。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 三轟山の公園の北ですよ。非常に悪くて、この間、県議の人が松くい虫について一般質問しました。そんなことを考えてみたときに、余るということがどうも、なぜなのかな。1つは、枯れてしまって、もうどうしようもなくなってしまって切ることができないとか、そういうものも含めてこれが余ったのかどうなのか、ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 苗木岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（苗木 裕君） こちらの事業につきましては、県の補助事業対象地区として実施してまいりました。今回、先ほどお話がありました三轟山の北側になります、それは県営で行っておりますみかも山公園の北の部分になるかと思いますが、そちらに関しましては県の補助対象区域外という地区になっておりまして、そちらを事業として行うに当たりましては、今まで行ってきました松くい虫防除事業とはまた別に、市単独の費用によりまして実施することとなっております。現在行っていました松くい虫の防除につきましては、全て県の補助事業で賄っていたという状況でございます。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 松くい虫防除については、県の全部、100%の補助金でやっているということだったので、やはり藤岡町のときも区域外は伐倒していましたよね、公園。そういったことで、恐らく公園以外の土地が岩舟地区は多いですから、恐らく県の補助金、100%で伐倒していたのだろうと私は思いました。そうでないということであるならば、県のほうへお願いして、伐倒してくださいよということはあるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 苗木岩舟産業振興課長。

○岩舟総合支所産業振興課長（苗木 裕君） 県に対する要望ということになってくるかと思ます

が、そちらにつきましても、また県のほうと相談しながらやっていきたいなというふうには考えているのですが、詳しくはまだ県のほうとの話にもなってきますので。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 県の公園のほうへ行って、私はやってくださいということを話したことがあるのです。公園は、公園内しかできませんと、その地区以外は、これはできないのですよということ言われました。それが正しかったか、恐らく間違いないなと思っているのです。

それと、松くい虫に関しては各地域ごとに予算をとっているのです。そういうことではなくて、栃木市全体的にとってもらって、各地域、藤岡町は予算をとれないのですよ、どういうわけか。そういうこともあるので、そのことは考えていただきたいと、要望しておきたいと思います。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 要望でよろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 123ページをお願いいたします。

中学校運営費の32万円の補正ということで、大変うれしくなるといいますか、楽しい報告をいただきました。せっかくの機会ですので、関東大会に出場した校数といえますか、学校名を教えてください。ただければ、議員も大勢いますので、お願いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 今回は補正額ですので、1校のみになります。大平南中が全国ハンドボール大会に出場するために32万円の補正を上げた理由になります。出場人数につきましては、選手が12名、引率が2名、その分の運営費を計上させていただきました。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 先ほどの報告では、大幅に上回ったという表現が使われたように聞いているのですが。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 通常ですと、例年どおりの予算計上ですと、こういう大会経費は前回運営経費で計上させていただいた部分があったのですけれども、それで、大会出場はそこでとまったかなと思ったのですけれども、それを、予想に反してというか、うれしい反し方なのですけれども、その辺、大平南中が頑張っていただいて全国大会に出場したということで、これはちょっと予想外の支出になってきますので、ちょっと大幅ということで説明をさせていただきました。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 想定内に入るように、スポーツ行政のほう、きちんとご指導といいますか、運営のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 同じく123ページの、その下ですけれども、大平中学校校舎と整備事業費が3億2,000万円ですか。これは、今の説明ですと、工事請負費の入札差金のことのように思ったと思うのですけれども、それに間違いはないのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 先ほど補正予算のご説明では、入札差金等で説明をさせていただきました。ただ、平成27年度の当初予算計上をするときに、当然、当初予算の計上をする時期というのが、前年度の9月から10月にかけての時期ですので、その時点で、最近でもそうなのですけれども、工事費に対して物価上昇分、また人件費の高騰分が見込まれている時期でありましたので、その分の上昇率を見越して予算を計上させていただいたというところがあります。その分、多少は、ちょっと多目ということではないのですけれども、予算の概算の計算上、その上昇分も見越して計上したために、その分の差も出てきてしまったという経過があります。当然、入札差金もありますけれども、そういうところの理由も加味されているところでもあります。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） ですよ。これは、入札でこんなに、九十何%の、大体、落札率の中でこんなに低くなるはずはないのです。だから、厳密に言うと入札差金ではないということですよ。今、予算との兼ね合いの中であれだということ、わかりました。

では、違うところなのですけれども、61ページの屋根貸し、小学校使用の屋根貸し、これは午後やってもよかったのですけれども、何かまだ時間があるそうなので、やってしまいますけれども、この屋根貸しが2万円の補正と1万5,000円とか出て、使用料。この使用料の計算方式というのはどのようになっているのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 今回、岩舟小学校、静和小学校の使用料につきましては、今回の補正につきましては、平成27年度に岩舟分、平成26年度に合併しまして、平成27年度に岩舟の小中学校の屋根貸しの事業を始めたところとして、実際に岩舟小学校と静和小学校につきましては、平成27年12月から実際の太陽光の屋根貸しが始まったところで、4カ月分の使用料ということでこの金額になってきております。

実際に、屋根貸しの使用料の計算方法としましては、調達価格、またパネルの設置枚数、また発電容量、年間の日照時間等も含めて計算した、その年間の使用料が今回の使用料ということで計算

させていただいております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 適切な使用料かどうかというのをちょっと判断したいわけです。そのためには、ほかの自治体の使用料もあるかなとは思っているのですが、その辺の、適切な使用料であるというふうに判断をされていると思うのですが、その使用料計算方式というのは何か定めがあるというのか、国のほうで、あるいは勝手に市がこういうふうなことでいいのではないかということに定めているのか、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 使用料の計算方法につきましては、他市と同様の計算方法をとっておりまして、今回の計算方法につきましては、栃木市で計算式を設定させていただいておりますけれども、実際にはほかの市町村と同様な計算方法をとっております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 後でその計算方式、資料というのをいただければありがたいのですが、よろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） では、後で資料をお渡しするようなことでよろしいでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 65ページです。財産運用収入の中の道の駅みかも自動販売機設置収入ですが、今回360万円増えているということですが、これは全体的には幾らぐらいの収入になるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 大橋藤岡産業振興課長。

○藤岡総合支所産業振興課長（大橋一美君） 道の駅みかもの自販機につきましては、最終的に補正して400万円ですが、もう少し増えるかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 具体的な数字がわからないということで。

○藤岡総合支所産業振興課長（大橋一美君） 数字ですか。今現在、自販機のほうが5台ありますけれども、最終的には、今の様相でいきますと、もう少し増えて500万円程度の収入になるかなというふうに考えております。

以上です。済みません。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 補正だったので、私から見ればもっと、かなりあるのかなという、正直思い

ました。

これは、市独自でどのようにやっているのか、また委託はしているのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（広瀬義明君） 大橋藤岡産業振興課長。

○藤岡総合支所産業振興課長（大橋一美君） 道の駅みかもの自販機につきましては、台数が5台ということで、全て入札によって業者を決定しております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） そうしますと、入札で、例えば1台幾らですよということがあれば、こんな違ったあれはないのではないかなと思ったのですよね、正直言って。もし入札であれば、金額を決めてあるから。これは補正だから、これはおかしいのかなとちょっと思ったので、どんな方法をとっているのだろうと思って今質問したのですけれども。

○委員長（広瀬義明君） 申し上げます。

傍聴の方は、静粛にお願いいたします。

大橋藤岡産業振興課長。

○藤岡総合支所産業振興課長（大橋一美君） 申しわけございません。

自販機につきましては、委員もご存じかと思うのですけれども、各自販機ごとに入札で納付率というのですか、それを決めてやっておりますので。ただ、5台全部、同じような売り上げが見込めるということではございませんので、こういうことで予算計上させていただいております。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） といいますのは、ちょっと、1本について幾らとか、そういうものが入ってくるのかどうかということです。1台に対して100万円ですよという考えで500万円だよというのか、1台、1本売れたら幾らぐらいの利益があるのだよと、そういう形であればこういう数字が出てくるのだけれども、そこら辺、ちょっと教えてください。

○委員長（広瀬義明君） 大橋藤岡産業振興課長。

○藤岡総合支所産業振興課長（大橋一美君） 自販機の使用料につきましては、1台ごとに入札を行いまして、入札率で、例えば、委員ご指摘のように、1本幾らで納めるということではなくて、自販機1台の売り上げに対して、例えば、一つの例で申し上げますと、52.幾つとか、そういうパーセンテージで納付するという形になっております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 私もこれは聞こうと思っていたのですけれども、全市的にもたくさんありますよね、これの収入。私はとてもいい取り組みだと思って感心しているのです、実は。

ここだけではなくて、予算書を見ればたくさん自販機の設置の収入があって、かなりのお金になると思うので、今ちょっと梅澤さんが言われましたように、今、売上高の50%というのは暴利ではないかという気が私はするのだけれども、適切な契約というのは、例えば電気代とか、それから場所代とか、いろんなことがあって決まっていると思うのですよね、決めると思うのです。そもそも、余り暴利をむさぼるのはまた問題があるので、余りにも取り過ぎではないかと、売上高の5割だったら、それはもうちょっとまけないといけないかなという気がするのだけれども。いや、本当です。余り取るといけないです。ちょっと、その辺は適切なあれをもらわなくてはいけないと思うのだけれども、計算式とか、そういうのはきちっとあるのですか。

○委員長（広瀬義明君） 大橋藤岡産業振興課長。

○藤岡総合支所産業振興課長（大橋一美君） 大変申しわけございませんが、入札につきましては管財のほうでお願いをしておりますので、私、担当所管のほうは納付金の調定等の事務のみということになっておりますので。実際、道の駅につきましては、電気料関係は、今指定管理になっておりますので、電気料についてはきちんと指定管理者のほうへ納めていただくようなことになっております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 105ページをお願いいたします。

有害鳥獣対策事業費で、大変手厚く補助をしていただきましたけれども、今回減額になったということは、捕獲柵補助、個人20万円、団体で100万円という、それが1件分の金額が少なくなったという説明もいただきましたし、またわなの資格を取るのも全額補助という手厚い体制で有害鳥獣に対して行った事業で、なぜ戻ったというか、減額になったかというのをちょっと伺ってもよろしいでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 石川農林課長。

○農林課長（石川利方君） 普通、こちらで計画しましたが、個人でいえば全額で、限度額いっぱい請求するのかなという予定をしていたのですけれども、限度額いっぱいではなくて、それ以下ということで申請の件数が非常に多いということです。

平成27年度の団体の申請は6件、個人が4件ということで、非常に少ないと。6件、減額か。100万円で、件数が、3月はもう申請受け付けをしていませんので、2月いっぱい一応受け付け締め切りということになっておりますので、執行残について減額ということになっております。3月については、新年度で対応するということを予定してございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） これは、栃木市全体で6件と、それから個人の4件ということでよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 石川農林課長。

○農林課長（石川利方君） 済みません、さっきの6件というのはちょっと間違いです。

団体の件数は、申請件数がちょっとここには載っていないのですけれども、6件ほど減額をしたいということで一応ここにお話をさせていただきました。

団体の申請件数は、申しわけございません、12件でございます。そのうち、団体で電気柵というものが1件、ワイヤーメッシュ柵が9件、金網が2件ということで、全部で12件ということになります。あと、箱わなというものがありまして、イノシシを捕まえる箱わながありまして、大きな箱わなにつきましては2件の申請、小型動物、ハクビシンとかを捕まえる小型については申請がありません。

現在、金額で申しますと、柵のほうにつきましては補助額で約720万円ほど、補助金を支出しておりまして、箱わなにつきましては19万4,000円ということになっております。

○委員長（広瀬義明君） 個人のほうはございませんか。

○農林課長（石川利方君） では、個人も。個人は、全部で154件の申請です。額は1,540万2,000円。

内容的に申しますと、電気柵が75件と、個人は電気柵が一番多い状況になっております。次に多いのが、ワイヤーメッシュ柵が65件、あとは金網設置が8件で、ネット関係が6件という結果になってございます。大きな箱わなにつきましては、個人で8件、小型箱わなが1件、わなにつきましては61万1,000円という状況になってございます。個人のトータルですと1,601万3,000円、団体ですと742万8,000円が補助金額ということになってございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） ありがとうございます。

多額な補助ないし予算を組んで対応したということの結果でこういうふうに減額になったと思えますけれども、捕獲個数と言ったら申しわけないのですけれども、イノシシの捕獲数なんていうのはわかりますか。

○委員長（広瀬義明君） 石川農林課長。

○農林課長（石川利方君） 捕獲は、平成28年2月末の集計なのですけれども、イノシシにつきましては955頭、鹿については153頭、猿はありません。

ちなみに、去年の同じ、平成27年の2月、1年前は、イノシシは1,506頭ですから、今年は551頭少ないという状況になってございます。かわりに、鹿が130頭が153頭ですから、23頭ほど増えているという状況でございます。

以上でございます。



○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 121ページの小学校普通教室エアコン、トイレなど、国庫支出金がもらえなかったということで、同様の額が、特定財源のところですけども、1億3,298万5,000円、この特定財源というのは、その他、何でしょうか、これは。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 小学校の普通教室エアコンと、またトイレの改修事業の特定財源につきましては、義務教育整備基金のほうからの繰り入れをしております。その金額になります。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） これはなぜ、国庫補助が出なかったのかということなのですけども、これは63ページにもちょっと、同じことなのですけども、14款2項5目ですか、教育費国庫補助金で、これは節が2と3ですけども、これが、2節が今、国の補助なしということで減額、なぜそういうふうになるのかと、その下の中学校は出ているのですよね、国の補助が。何でこういうふうになるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） まず、63ページの上の段の学校施設環境改善交付金につきましては、3.11の震災関係の補助金の国の基準というか、予算額の減少によります採択の減ということで、優先順位がなかなか、エアコン、またトイレ等の優先順位が下がってしまって、耐震改修とか、そっちのほうは受けられる場面も出てきたのですけれども、どうしても、トイレ、またエアコン等の改善交付金の部分につきましては採択が受けられなかったという状況になります。

その下の学校施設環境改善交付金、これは中学校ということで、大平中になりますけれども、これは概算の請求の時点で金額自体が確定できなかったところがありまして、それで実際に実施設計を組んだ時点で金額が確定して、それで概算設計ではなくて、それで本請求の時点で金額が増えたということになりますので、その分の増額になります。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 10ページです。

中ほどよりちょっと、教育費の中学校費、東陽中学校の敷地拡張整備事業についてなのですが、今の買収関係の進捗状況というのはどのようになっていますか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 今、東陽中学校につきましては、今の状況ですと、地権者への説明

を終わりまして、現在ここの土地が農業振興地域、俗に言う青地のところですので、現在農業振興地域の除外申請をしている段階です。その除外申請がどうしても6カ月以上かかるという見込みですので、その後、正式な地権者への買収の交渉に入っていく予定であります。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 状況についてはわかりました。

ただ、私が言いたいのは、買収について、なかなか栃木の人は受け入れてもらえないところがあるのです。だから、粘り強くやってもらいたいと思うのです。どうしても最終になると、私のうちは貸しますという形になって、そういうときは抜かして、狭くても、いや、途中、真ん中にあっても抜かしてもいいと思うのですよ、そこの地権者が笑われるだけだから。そのぐらいの気概を持って買収しないと、今後ともずっと買収できない、栃木市は。それは、土地柄というのだからわからないのですけれども、本当に、一般質問しましたけれども、ほとんどそういうところはないのです。みんな、寄附行為でやっていますから、実際、学校の関係とか。ほとんど寄附でやっています。そういうことも考えてもらって、しっかりとお願いしたい。よろしくお願いします。

特に貸してしまうと、もう安くするにも安くしないのです。恐らく、900万円安くなったというのは、一つの、市営住宅が恐らく撤去するという形で安くなったのだろうと思うのですけれども、恐らく、本当に栃木市が3%という、一応の基準を設けても、固定資産税の、それでやったら何千万円も下がると思う。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員、簡潔にお願いします。

○委員（梅澤米満君） ごめんなさい。では、そういうことでよろしくお願いします。

○委員長（広瀬義明君） 要望でよろしいですか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 時間が来たので、簡潔にいきたいと思いますけれども。

12ページのLEDの照明賃貸借ということで、これは8,500万円から6,100万円ということで大幅に減額されていますけれども、10年の賃貸借ということだと思えるのですけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） このLED照明につきましては、賃貸借契約ということで当初計画しまして、それで、1月にプロポーザル形式で募集をかけたところ、最低限度額の提案がありましたので、その金額が実際に、募集要項、実際に市のほうで計算した金額よりは安い金額での提案があったということでその差になってきております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） これから工事が始まると思うのですけれども、これは市内の業者さんに分割してという、これはなると思うのですけれども、それは1社とか2社ではなくて、多くの業者さんが、これは簡単な仕事なので、できると思うのですけれども、その辺はどういう計画で工事は考えておられるのかお伺いしたい。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 一応、プロポーザルで提案された業者が、共同企業体ということで提案がありましたので、そこのメンバーの人たちが施工していただくということになると思います。ただ、当然、個数も多いことですので、下請等、そういうところも出てくるかなと思います。実際に施工のほうは、春休みにかけて、今年度中に完了する予定です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 何社ぐらいの、それは連合体か何かを組まれて、LEDのメーカーですか、何かわからないけれども、その辺、もうちょっと、受注した業者さんはどういう連合体なのでしょう。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） プロポーザルの参加業者につきましては、ちょっと手元に資料がありませんので、後ほどお答えさせていただきます。よろしいでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 後ほどということをお願いしたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第10号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第8、議案第18号 平成27年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

江連産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（江連敏夫君） ただいまご上程いただきました議案第18号 平成27年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

まず、補正予算書の47ページをお開き願います。平成27年度栃木市の千塚町上川原産業団地特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,297万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,281万7,000円とするというものであり、第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

第2条は、繰越明許費でありまして、地方自治法第213条の第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によるというものであります。

第3条は、地方債の変更でありまして、地方債の変更は、第3表、地方債補正によるというものであります。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、歳出から説明いたしますので、296、297ページをお開き願います。1款1項1目産業団地造成事業費につきましてご説明いたします。補正額は3,550万円の減額でありまして、右の説明欄をごらん願います。千塚町上川原産業団地造成事業費につきましては、団地用地の草刈り等の維持管理委託料650万円及び工事請負費の2,900万円の入札執行残等を減額するものであります。

次に、298、299ページをお開き願います。2款1項2目利子につきましてご説明いたします。補正額は747万9,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。市債償還利子につきましては、金融機関からの市債借入れ利率が0.25%と低利率で借入れができたことから減額するものであります。

次の一時借入金利子につきましては、一時借入れを行わなかったことから、利子を減額するものであります。

以上をもちまして、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。294、295ページをお開き願います。1款1項1目1節一般会計繰入金、補正額1,337万9,000円の減額であります。右の説明欄をごらんください。一般会計繰入金については、歳出の減額補正に合わせて減額するものであります。

次の3款1項1目1節産業団地造成事業債、補正額2,960万円の減額であります。右の説明欄をごらん願います。産業団地造成事業債につきましては、工事請負費の入札執行残等を減額したた

め減額するものであります。

以上をもちまして、歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、繰越明許費についてご説明をいたします。恐れ入りますが、47ページをごらん願います。第2条の繰越明許費であります。先ほどの説明どおり、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によるというものでありますことから、恐れ入りますが、50ページをごらん願います。第2表、繰越明許費についてご説明いたします。1款1項千塚町上川原産業団地造成事業において、1級河川永野川の河川関連の調整池整備及び排水樋管工事等について、河川管理者から渇水期である11月から5月までの間のみ工事が許可されているところがございます。それらの工事を優先したことによりまして、関連する調整池周りのフェンスや調整池に接続する雨水排水施設等の整備工事等の工期に不足が生じ、年度内の完了が見込めないことから繰り越しをするものであります。

以上で平成27年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第2号）についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） ご苦労さまでした。

以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） 296ページの産業団地造成事業費というのが、5億2,000万円の造成費があります。トータルです。繰越明許費、繰り越しのところで、約6,000万円の繰り越しということで、3月末までには、要するにこのほとんどが、6,000万円を除いてほとんどが消費されるというか、造成事業が終わるといふふうにつまえてよろしいのですね。

○委員長（広瀬義明君） 江連産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（江連敏夫君） 平成27年度の事業におきましては、その1件だけの繰り越しということになっております。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） したがいまして、4億4,000万円、6,000万円ですか、4億4,000万円とか8,000万円程度の産業団地の事業費は、3月、今月いっぱいくらいで終了するというふうを考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 江連産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（江連敏夫君） 平成27年度の実施事業については、そういうことでございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 平成27年度の実施事業というのが、その4億8,000万円、残りの、繰越明許費を除いた、6,000万円を除いた、この5億2,000万円から引いて、それが終わるということですよ、平成27年度事業として。それを確認したいのです。

○委員長（広瀬義明君） 江連産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（江連敏夫君） はい、そういうことでございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） あそこ、時々私は見に行くのですがけれども、造成事業はほとんど終わっていないような感じがするのだけれども、終わっています。造成事業、造成は。

○委員長（広瀬義明君） 江連産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（江連敏夫君） 千塚町上川原産業団地造成事業につきましては、平成26年度に事業認可をいただきまして、実際、本格的に着工したのは平成27年度になるものですから、ほぼ、着工してまだ1年目ということでございます。やはり、工事の進みぐあいとしては、排水関係を先にやるというのがセオリーでございますので、予定どおり今のところ進んでいるというところでございます。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第18号 平成27年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎発言の申し出

○委員長（広瀬義明君）　ここで、松本教育総務課長より発言の申し出がございますので、これを許します。

松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君）　ありがとうございます。

先ほどの大武委員のLED照明についてお答えさせていただきます。プロポーザルの募集の申し出がありましたのが、全体で3社ありました。その中で、栃木市設備業協同組合、また有限会社石川電機、あと伊藤電機株式会社、この3社が応募がありまして、実際に最低の提案がありましたのが栃木市設備業協同組合であります。協同組合ということで、7社で構成されている組合になります。大興電気、幸和工業、市川電機、森澤電機、トリタ設備、まつでん、またホリエ電設工業の7社になります。

以上です。

○委員長（広瀬義明君）　ありがとうございました。

ここで暫時休憩といたします。

（午後 零時14分）

---

○委員長（広瀬義明君）　休憩前に引き続き会議を始めます。

（午後 1時15分）

---

#### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君）　次に、日程第9、議案第1号 平成28年度栃木市一般会計予算の所管関係部分を議題といたします。

なお、2月15日開催の議員全員協議会及び3月8日開催の産業教育常任委員会において既に本予算に対する説明は済んでおりますので、本委員会での説明は省略いたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。審査の順序につきましては、まず歳出各款ごとの質疑、次に歳入を一括した質疑、次に継続費及び債務負担行為を一括した質疑、最後に討論、表決の順序により進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君）　ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

まず、歳出各款ごとの質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、予算書のページ数もお知らせ願います。

初めに、2款総務費中所管関係部分の質疑に入ります。2款は、159ページから163ページであります。

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、次に移ります。

5 款労働費中所管関係部分の質疑に入ります。予算書は234ページ及び235ページであります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、次に移ります。

6 款農林水産業費中所管関係部分の質疑に入ります。予算書は236ページから253ページであります。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） では、幾つかあるのですが、まず241ページの農業用廃ビニール処理補助金についてお伺いをいたします。今年度90万円の予算が組まれておりますが、平成26年度200万円、昨年150万円、今年度90万円というふうな形になっているかと思いますが、これについては何か特殊事情があったのでしょうか。あるいは、マイナスシーリングみたいな形で、こういうふうな額におさめざるを得なかったということなのか、事情をお伺いいたします。

○委員長（広瀬義明君） 石川農林課長。

○農林課長（石川利方君） これにつきましては、昨年の、一昨年ですか、大雪被害で、雪でビニールが破れて、新しくなったということである程度需要が少ないだろうということで減額してございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 249ページの道の駅にしかた管理運営費についてお尋ねしたいと思います。

この1,445万6,000円は、特定財源ではその他ですけれども、その他の特定財源というのはどういうことでしょうか、内容は。

○委員長（広瀬義明君） 大塚西方産業建設課長。

○西方総合支所産業建設課長（大塚孝一君） お答えいたします。

特定財源のその他につきましては、指定管理者からの納入金を充ててございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） にしかた道の駅について、指定管理にしているわけですがけれども、その指定管理の、順序よく運営されているのか、その辺についての経営についてお伺いしたいと思います。全体的な経営について。

○委員長（広瀬義明君） 大塚西方産業建設課長。



○西方総合支所産業建設課長（大塚孝一君） 道の駅にしかたは、指定管理になりまして2年目が終わろうとしている状況でございますけれども、私どもが直営でやっていたときよりも、入場者については約10万人、現在32万人ほどのお客様がお見えいただきまして、総売り上げも私どもがやっていたときよりも1億円ほど上がりまして、今3億2,000万円ほどに総売上額がなっているということでございます。ただ、やはり民間活力を導入したことによりまして、いろいろな面での工夫がされておりまして、経営的には、やはり当初計画どおり、幾分厳しい部分もあるというふうには聞いております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） にしかた道の駅は、非常に、私は時々行きますけれども、いい道の駅だというふうに思っています、食堂もバラエティーに富んだ、いいのがあるというふうに私は思っています。そういう意味では、しっかりと指導、管理をお願いしたいと思います。これは要望です。

○委員長（広瀬義明君） 要望ということで。

ほかに質疑はございませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 241ページなのですが、栃木市農業ビジョン策定事業費、ビジョン作成委託料で150万円という予算がついておりますが、これは、この取り組みというのは、栃木市の特性を生かした農業の戦略ですか、等を推進できるようなという内容になるかと思うのですが、栃木市のブドウとかイチゴを例えば海外に輸出するとか、そういった内容的なものなのでしょうか。具体的な内容、どのようになるのかお知らせ願います。

○委員長（広瀬義明君） 石川農林課長。

○農林課長（石川利方君） 本市の農業関係の総合的な計画がまだできておりません。一時、1市3町で合併したときに立ち上げをやろうとしたのですが、将来的に西方と岩舟が入ってから最終的なものをつくろうということで、最終的に岩舟が合併しましたので、それに合わせまして、来年度、栃木市の農業のあるべき姿というものをどういうふうにしていったらいいかということで、あと本市におきましては、施設園芸とか米麦とか、いろんな産地がありますので、そういうものをどういうふうにしていったらいいかということのをこれから、農業推進会議というものがございまして、その会議の中でいろいろ決定していただければなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） これはTPP対策の一環としての事業でもあるのかなというふうに感じておりますので、ぜひ、ブドウ、イチゴを、強く当市をPRしていただければと思っています。

その2行上の農業後継者婚活サポート事業費なのですが、これは多分、一昨日行われた事業かと

思うのですが、これは農業後継者育成のための婚活ということで、さまざまところで婚活事業をやられておりますが、一昨日のちょっと内容と、その効果というか、評判というのか、わかればちょっと教えていただきたいのですが。

○委員長（広瀬義明君） 石川農林課長。

○農林課長（石川利方君） まず、本市におきましては、婚活の私たちが把握しているものにつきましては、農業だけではなくて、商工会が主催になってやっているものが市内で5回ほど行われております。あと、勤総センターのほうでも5回ほど行われておりまして、あと市のほうで、農林関係と、あと総合政策課を合わせて2回ほど行っております。

それで、13日ですか、行われました婚活におきましては、トータルで40名の参加がありました。女性が22名、男性が18名ということで、女性のほうが参加者が多くて、女性につきましては、市内が4人ですか、市外が18人ということで、カップルというか、ペアになったのが7組ほどございました。

内容につきましては、地域のお母さん方というか、女の方、農協の女性会とか、あと農業委員さんの女性部、なでしこ会とか、そういう方、あと農生研のお母さんたちが、田舎料理でおもてなしということで、自分たちでつくった料理で若い者たちにおもてなしをしたということでございます。それで、その前段といたしましては、栃木市の農産物でもありますイチゴの摘み取り体験ということで、観光農園ではなくて、農家が実際に生産しているところに行って摘み取りをするという、隣のハウスでは農家の人たちが出荷のための摘み取りをしているという、そういうのを見ながら参加者がイチゴの摘み取り体験をしたと。それから、大宮公民館のほうで農家の人たちのおもてなしを受けて、最後にお話し合いをしてマッチングをしたということで、7組のカップルができたのですが、それ以降については残念ながら私たちは把握できませんので、そこまでしか把握しておりません。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） それ以降も求めるわけにはいきませんが、ぜひ、一定の効果があったということで、さらなる、またこういった催し物を強化していただければと思います。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 事細かにご説明をいただいて、ありがとうございました。

この農業後継者婚活サポート事業というのは、当然ご案内というか、承知なのだと思うのですが、まち・ひと・しごとの総合戦略の中にうたわれております。それで、5年で100組つくるのだということで、婚活イベント実施事業等を行っていることになってはいますが、予算の額は同じ30万円ですが、去年と今年、その辺の、創生事業の一環に上げられているのだという意識でこの予

算組みをしているか、あるいはこういうことをしていきたいのだというところがあれば、今までの、去年のと違って、今度は創生を担っているのだよという、その、こういうことを生かしていきたいという、その30万円の内容でもあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 石川農林課長。

○農林課長（石川利方君） なかなか難しいと思うのですけれども、費用については市は30万円しか、とりあえず予算はないのですけれども、農協さんのほうから負担金とか、あと参加者から負担金を取ってやるとかということで、あくまでも市だけでやるというのではなくて、参加者も一体になってやるということで一応考えております。

どういふふうにやっていったらいいかというのはこれからのことだと思うのですけれども、最終的には栃木市に定住してもらえればいいのかというふうには私は考えております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） ありがとうございます。やっぱり、民間のほうでというのが私は大変いいかと思うので、民間の人の意見をよく聞きながら、ともどもやっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 237ページで、ちょっとわからないので、教えていただきたいのですが。

農業委員会費の農業者年金事業費というのがあるのですが、ちょっと説明を補足してもらいたいのです。

○委員長（広瀬義明君） 上から2行目ですね。

寺内農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（寺内国雄君） 来年度の予算額ということで、142万2,000円ということで記載がありますが、主に農業者年金の加入促進のための事務用品ということで、その約半額程度の76万4,000円ほど計上しています。ほかに、推進のための報償費ということで、加入推進のため歩く費用としての報償費が残りもろもろです。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） わかりました。

その下に、何行か下になるのですが、国有農地等管理処分事業費56万4,000円かな、これのちょっと説明をお願いしたい。

○委員長（広瀬義明君） 寺内農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（寺内国雄君） これについては、この記載のとおり、国有農地の管理ある

いは処分ということで、主なものとしまして、借り手がいない農地がその中に幾つかありまして、その農地の管理をするための草刈り費用の委託料が主なものであります。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 国有地を市が管理をしなくてはならないということですか。あと、面積はどのくらいあるのか。

○委員長（広瀬義明君） 寺内農業委員会事務局次長。

○農業委員会事務局次長（寺内国雄君） 国有農地のうち、貸し付けている農地が結構あるのですが、その中で貸し付けできない農地もございます。それが18件ほどありまして、面積的には4,762平米、これの管理は市が行うということで、国からそれに対しての補助金というのが来ていますので、それに対応しています。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） はい、わかりました。ありがとうございました。

続けて、243ページなのですが、下から2事業目、市単独農業農村整備事業費、農道整備工事費、この農道整備については県の補助金が30%か何かあったかなと思うのですが、これは市のほうでお願いをすれば、ここには112万2,000円と出ていますけれども、もっと農道の整備を長くとか、予算的に多くとれるのでしょうか、ちょっと聞きたいのですが。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員、済みません。今の事業はどちらになりますか。

○委員（梅澤米満君） 243ページの市単独農業農村整備事業費の金額、これはどういう意味なの。ちょっと済みませんけれども、お願いします。

○委員長（広瀬義明君） 石川農林課長。

○農林課長（石川利方君） ご質問、市単独農業農村整備事業なのですが、これにつきまして、ある程度改良区のほうに要望というか、要求を聞いて、それで市全体的に考えてやっていくということで考えております。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） この助成金というのは、県からどのくらい来ていたのですか。なかった。市単独だから、ないのか。

○委員長（広瀬義明君） 市単独ですから。

○委員（梅澤米満君） どうも済みません。市単独だから、ないのだ。わかりました。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑は。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 251ページ、下から2つ目ですが、林業・木材産業構造改革事業費ということで、主要事務事業のほうでもご説明をいただいたのですが、事業費、木材加工施設の事業費と木

造公共施設の事業費に対する県の支出金ということなのですが、計画されている事業等がございましたらお聞かせ願えればと思います。

○委員長（広瀬義明君） 石川農林課長。

○農林課長（石川利方君） これにつきましては、2つほどありまして、両方とも国、県の補助で、100%補助ということになっております。1つが、木材加工施設ということで、木材のプレカット加工という新しい建築方法なのですけれども、それが大平のみずほ工業団地の中であって、そこで会社を増設するということに対しての補助金ということになります。

もう一つは、木造公共施設ということで、これもやはり大平地内の医療モールがありまして、その中でハーモネットハウス大平というものが、やはり建物をつくるということに対しての補助金ということになります。補助は、こちらは15%になります。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございますか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 237ページの栃木県南公設地方卸売市場、これの負担金が1億1,194万円ですけれども、法定負担金となっていますけれども、具体的にはどういうのに、人件費とかいろいろあるのでしょけれども、大まかにちょっと教えてください。

○委員長（広瀬義明君） 石川農林課長。

○農林課長（石川利方君） これにつきましては、3市2町で組合を形成しておりまして、市場の運営費の負担金ということになってございます。栃木市においては、29.09%が負担の率ということになっております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） これは、調べてくればよかったのですけれども、前回と同じ程度の額でしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 石川農林課長。

○農林課長（石川利方君） 前回というか、昨年ということによろしいですか。昨年より若干下がっております。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） これは、自由化というか、土地だけ市が保有して、あとは民間に任せるという方針で今動いていると思うのですけれども、その辺の進捗というか、平成28年度は従来どおりの運営になるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 石川農林課長。

○農林課長（石川利方君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

- 委員（大武真一君） その辺のスケジュールについて若干、民間への移設、移動というか、その辺のスケジュールについてはどうなっているのでしょうか。
- 委員長（広瀬義明君） 石川農林課長。
- 農林課長（石川利方君） まず、来年のことなのですけれども、6月議会で条例の改正を行います。その後、9月にまた条例改正を行いまして、来年度、平成29年度に民営化に向けて動くということになっております。
- 委員長（広瀬義明君） 大武委員。
- 委員（大武真一君） そうすると、その辺の、民営化になれば、こういう1億1,100万円とか、そういう負担金は減免されるというか、少なくなるというふうに考えてよろしいのですか。
- 委員長（広瀬義明君） 石川農林課長。
- 農林課長（石川利方君） 若干の負担はございますけれども、こんな、1億先の負担はなくなります。
- 委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。  
古沢委員。
- 委員（古沢ちい子君） 247ページをお願いいたします。  
地籍調査事業費なのですけれども、これは説明いただいたときに、藤岡、部屋地区の取りまとめということで伺いました。平成27年度は120万円ほどの予算があったと思いますが、今回はどのような形で藤岡ということなのでしょう。
- 委員長（広瀬義明君） 大橋藤岡産業振興課長。
- 藤岡総合支所産業振興課長（大橋一美君） 平成28年度の事業につきましては、地籍調査事業そのものは平成27年度で一応休止ということですので、今までやりました事業の中で未確認のポイント等の申し出があったときに委託する事業費でございます。  
以上です。
- 委員長（広瀬義明君） 坂東委員。
- 委員（坂東一敏君） 241ページの上から4つ目なのですが、農村女性活動活性化事業費と書いてあるのですが、この事業というのはどのような事業を行っているのでしょうか。
- 委員長（広瀬義明君） 石川農林課長。
- 農林課長（石川利方君） 今年度は、農村女性セミナーというものとか、あと農村女性会議というのを開催したということがありますので、来年におきましても同じような活動、実際には、主に補助金がメインということになってございまして、栃木市農村生活研究グループ協議会の補助金、それから栃木市農村女性会議の補助金というものが主なものということになってございます。
- 委員長（広瀬義明君） 坂東委員。
- 委員（坂東一敏君） 主に活動というものは、どういう活動をやっているか、具体的にわかります。

どういう活動なのか、それに対してどういうふうな、これは助成金をもらっているわけですね。

どういう活動を、活動内容はわかりませんか。

○委員長（広瀬義明君） 石川農林課長。

○農林課長（石川利方君） 申しわけございませんが、ここに資料がないものですから、後で調べてお届けするというところでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑は。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 251ページ、下のほうなのですけれども、有害鳥獣対策事業費なのですが、これは市全体の計上なのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 石川農林課長。

○農林課長（石川利方君） この事業は、栃木市全体の費用、予算ということになっております。

○委員長（広瀬義明君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） それで、この括弧書きのところに臨時職員賃金ということで、西方だけというふうに入っておりますけれども、これはどういうことなのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 大塚西方産業建設課長。

○西方総合支所産業建設課長（大塚孝一君） 西方地域におきましては、過去、6年ほど前から獣害対策ということで、臨時職員、これは猟友会の中から、資格を持った方なのですけれども、箱わなの設置あるいは被害状況の調査、それに対する対応をとるために臨時職員を2名採用しております、それらの賃金ということでございます。

○委員長（広瀬義明君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 西方のような形で、ほかの地域、また栃木に関しては、今後そのような形で進めていくというお考えはあるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 石川農林課長。

○農林課長（石川利方君） 西方以外のところにつきましては、雇うという予定はしておりません。

○委員長（広瀬義明君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 少し考えていただいて、要望で、今後そういう形も検討していただきたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、次に移ります。

7款商工費中所管関係部分の質疑に入ります。予算書は254ページから263ページであります。

質疑はありませんか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 259ページです。中ほどにありますけれども、佐野藤岡インター周辺の開発事業費です。

今、予算をとっていろいろと調査をしていて、まだこの件について市議会のほうへ報告が今ありません。どのような進捗状況であるのか教えていただきたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 江連産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（江連敏夫君） 佐野藤岡インター周辺開発事業につきましては、今現在、エリア予定地の地権者の調査ということで今年度予定しております。まず、地権者を洗い出ししまして、まずは地元組織というか、地元の方にお話しすることから進めていくというふうなことで考えております。平成28年度は、そういった地元へのエリアの周知とか、そういったことで、地元の地権者の皆様にお示ししていくということを平成28年度に進めていきたいなと、それで、できれば地権者の会を組織していきたいというふうに考えております。

エリアについては、今後、まだ地元の意向みたいなものを全部把握しておりませんので、今後検討の中でまとまりつつあれば、適当な時期にお示しできればというふうに考えております。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 今、太陽光発電ですごく、予定しているところがかなりできているのです。公表していないから、地権者の周りの人は知りません。そういったことで、そのような話があれば、恐らく貸すこともないだろうなという人もいるのです。そういうことですので、できれば早く、こちら辺をやりますとかなんとか、エリアが決まれば話していただければ、地権者もそのような考えで、みんなみんな太陽光ができるわけではないので、そのほうがよいのではないかなというように自分は思っています。

また、太陽光発電があちこちできることによって、1つにまとまらなくなってくる、エリアも変わってくるということもありますので、どうしてもあそこへ産業団地をつくってもらいたいという気持ちを持っていますので、今後いろいろと調査研究をして、できるだけ皆さんにお示しをして、ご協力いただけるようにできればお願いしたいなと思っています。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） ただいま佐野藤岡インターの話が出ましたので、その2つ上の栃木インター周辺開発事業費のほうで358万円が予算化されております。こちらはかなり進捗状況が、今のお話に比べればずっと進化しているということだろうと思いますが、この見通しといたしますか、現況とこの見通しについてお伺いをできればと思います。

○委員長（広瀬義明君） 江連産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（江連敏夫君） 栃木インター周辺開発事業につきましては、栃木インタ



一隣接ということで、非常に昔から期待されているところでございます。ただ、面積もかなり、全体で80ヘクタールということで、あと地権者も200名を超えるということで、非常に合意形成を図る上で苦労しているのが現状です。また、県道粕尾線、主要地方道の栃木粕尾線沿線が比較的宅地化されてきているというものもございまして、地権者の合意形成、今、個別に歩くまでいきまして、合意形成を図っているところでございます。できるだけまとめたいということで進めております。地権者の合意がないとスタートラインに立つこともまだできないということですので、早く何とかスタートラインに立てるようにということで今鋭意努力しているところでございます。これについては、地元研究会も立ち上がっていきまして、役員さんとともにそういった合意形成活動を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありますか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 257ページの下から7つ目でしょうか、これは説明があったかと思うのですが、買い物代行サービスということで、非常にいいサービスが始まるのかなと思いますけれども、内容について概略をお願いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 福田大平産業振興課長。

○大平総合支所産業振興課長（福田栄治君） それでは、ご質問の買い物代行サービスの概略という形よろしいでしょうか。ご説明します。

まず、町内の買い物代行の希望者というか、会員を募りまして、その方の注文によって、町内、プラッツおおひらが中心になってやっていますので、その商品等を買い物できない市民に、買い物弱者等に、買物を代行して配達をして、そしてその買物をした人から手数料をいただくといった形になっております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 買い物弱者の条件というか、何歳以上とか体調が悪いとか、そういうのはあるのでしょうか。誰でも買い物弱者であればできるということなのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 福田大平産業振興課長。

○大平総合支所産業振興課長（福田栄治君） 現在のところ、そういった決まりはなくて、希望する方に代行サービスを提供しているという状況でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 手数料は取られるということですが、1回幾らぐらいなのでしょう。

○委員長（広瀬義明君） 福田大平産業振興課長。

○大平総合支所産業振興課長（福田栄治君） お答え申し上げます。

1件100円です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） それでは、関連をして質問をさせていただきます。

これは、需要者といいますか、利用者と言ったほうがいいのでしょうか、どれくらいの方が使って、利用されているのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 福田大平産業振興課長。

○大平総合支所産業振興課長（福田栄治君） お答え申し上げます。

利用者数でございますが、平成26年度実績ですが、1,370件程度です。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） これは、大平町で始まって何年ぐらいになるのでしょうか。それで、その間の人数の増え方あるいは現状維持等、そのトレンドといいますか、傾向がわかりましたら教えていただきたいと思えます。

○委員長（広瀬義明君） 福田大平産業振興課長。

○大平総合支所産業振興課長（福田栄治君） お答え申し上げます。

利用者の推移でございますが、当初からしますと徐々に増え続けておりまして、ここ近年は横ばいということになっております。

始めた年度でございますが、平成21年度からでございます。

○委員長（広瀬義明君） 坂東委員。

○委員（坂東一敏君） また関連なのですが、これは100円とさっき言ったと思うのですが、これは何キロでも100円なのですか。例えば10キロでも20キロでも100円なののでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 福田大平産業振興課長。

○大平総合支所産業振興課長（福田栄治君） 距離数ということでよろしいですか。重さという意味でしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 坂東委員。

○委員（坂東一敏君） キロで幾らなのか、だから、距離か重さかということですか。距離で。

○委員長（広瀬義明君） 福田大平産業振興課長。

○大平総合支所産業振興課長（福田栄治君） お答え申し上げます。

距離には関係なく、1件当たりということでやっております。

○委員長（広瀬義明君） 坂東委員。

○委員（坂東一敏君） では、1キロでも20キロでも100円ということですね。距離で。

○委員長（広瀬義明君） 福田大平産業振興課長。

○大平総合支所産業振興課長（福田栄治君） 距離については関係なくやっています。ということで、ある程度エリアが、やはり大平地域を中心に、部屋地域、あと片柳地域の利用者がいるということでございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 坂東委員。

○委員（坂東一敏君） では、これは大平の方が特定と、ほかの利用者は少ないのですか。それとも、それを中心で、プラッツおおひらで買い物した人が、その人を中心というか、その人たちだけが使えるものなのですか。ちょっとそれを。

○委員長（広瀬義明君） 福田大平産業振興課長。

○大平総合支所産業振興課長（福田栄治君） お答え申し上げます。

大平地域に限定しているわけではなくて、大平地域の方々が中心に多いと。というのは、起点が、大平の富田地区にありますプラッツおおひらを起点としてお買い物をして、その方にお届けするというサービスでございますので、例えば西方の人が申し込みをするとかという例は今のところはなくて、大平町時代からやっているということで、利用者がある程度定着した中から口コミで広がってきているという形ですので、さっき言った利用者の、さっきは160名程度の横ばいというのはそういうことだと思います。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） では、関連でお聞きしますが、平成21年からということなのですけども、今民間のスーパーさんなんかでもかなり宅配というのが進んでおりまして、買い物をすれば無料で宅配をしてくれるとかという状況もありますので、1回100円で、この委託料が100万円ということで、その妥当性はどうかかなというふうに思うのですけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 福田大平産業振興課長。

○大平総合支所産業振興課長（福田栄治君） お答えを申し上げます。

確かに今、民間で宅配をしているサービス業者が幾つか出てきていると思います。例えばセブンイレブンさんで申し上げますと、500円以上のお買い物とかということでサービスをしている。あとは、大平町内でいうと、たんぽぽという、大平、農村加工所がお弁当をつくっておりまして、そこも配達の手配をしているといったことで、各お店、事業者によって考え方がございまして、確かに配達をするというサービスをしているところもあることも事実だと思います。

ただし、なかなか、スーパーとか、そういったところが宅配するサービスがない部分もあるということも事実でございまして、利用者の内訳を見ましても、やはり、もちろん、宅配してくれないとか店から買ってきてくれといった、要するに、先ほど申し上げた買い物弱者というのですか、お

買い物に出づらいつ方々へのサービス提供ということですので、ある面、商業活性化とか、そういった目的もあろうかと思いますが、どちらかという福祉的な分野の中のサービスの一環ということでございまして、なかなか利益につながっていくような事業でないことは、例えば全国的な例を見ましてもなかなか難しい事業なのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 西方の方がプラッツおおひらに行って、買い物をして、運んでいただくという事はなかなか難しいわけですし、やはり地域によって格差があるというのは問題だと思うのです。その辺は、これからの周りの状況等をしっかりと確認していただいて、さまざまな点から検討をしていただければと思います。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 261ページですが、上段のほうに横山郷土館管理運営費ですけれども、この臨時職員の人数、あと庭園の管理業務委託料が100万円とっているのですけれども、これは毎年100万円かけるのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） お答えを申し上げます。

臨時職員については、3名雇用することを予定しておりまして、常時2名体制で運営していきたいというふうに考えております。現行どおり進めていきたいというふうに考えております。

庭園の庭木の管理業務ですが、これは1年間の委託料でございまして、やはり高木の松、それからかなり整備されております庭園を管理するためにはこれぐらいの金額が必要だというふうに考えております。1年間の委託料でございます。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 手入れが100万円というのはちょっと高いなという感じがしますけれども、仕方ないかなとは思いますが。

これは、入館者はどのぐらいあって、どのぐらいの収益が今までにあるのか、ちょっと教えてください。また、どのぐらい予定しているのか、ちょっと聞きたいです。

○委員長（広瀬義明君） 単年度の分、1年間しかありませんので。

増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 申し上げます。

入館者につきましては、現時点の見込みであります。今年度、平成27年度、5,000人ほどの入館者を3月末までで見込んでおります。開館が7月でしたということ、それから水害で2カ月ほど休館したということをお考えますと、もう少し来年度は見込めるのかなというふうに思っております。

歳入でございますが、済みません、すぐ出てきませんので、後ほどお答えいたします。申しわけありません。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 259ページから262ページにわたって、各地の観光行事負担金ということで、補助金といいますか、負担金という形で予算化されております。大平のなつこい、光と音のページェントから始まりまして、岩舟の夏まつりまで。これはどこの、総じてという言い方で、後で大平については聞きますが、どこもここ2年間にわたって切られてきていると、それは一般質問等でも話が出まして、祭りの宣伝等は一元化してやるということで、さくらまつりなんかはそうした傾向になっているかと思いますが、これは各自、独自でやっていて、結構地元で人気のあるというか、寄附を仰ぎながらやっている。そうした中で、これを例えば2割切れとか、あるいは1割切れとかというふうな、マイナスシーリングというのですか、20%オフにしるとか、そういう予算の組み方みたいな形になっているのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） これは各地域ごとに……

○副委員長（針谷正夫君） 全体で構わないです。

○委員長（広瀬義明君） 全体でよろしいですか。

増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） では、私のほうでお答えを申し上げます。

市の予算全体としては、もちろんシーリングはございますが、観光行事負担金につきましては、共催、主催ということで市が負担させていただいている金額ではございますが、それぞれイベントについて単独で開催しているというものは恐らくございませんので、それぞれの実行委員会と調整の上、一律に削減ということはしておりません。なかなか削減するのは難しい状況でございます。以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） そうした中で、各地とも下がっているのですが、大平の光と音のページェントに至りましては、300万円から270万円に下がりました、それが今度また200万円に下がったと、2年間で100万円下がっています。一方、なつこいは750万円から675万円に下がって、今度は700万円に増えていると、これはやはり費用と効果みたいなことでこういうふうにしたのか。あるいは、光と音のページェントは、長期間にわたって、人の動き方というか、普通のイベントよりは動き方が少なくて済むのかどうかわかりませんが、大平の2つの場合についての予算の組み方について伺いいたします。

○委員長（広瀬義明君） 福田大平産業振興課長。

○大平総合支所産業振興課長（福田栄治君） お答え申し上げます。

委員おっしゃるとおりなこともありますけれども、なつこいに当たっては、やはり音楽イベントで、いわゆるカラオケとか、そういった感じではなくて、もうちょっと、P Aといいますが、音響機器等にやはり経費がかかる、またそこに重きを置いたイベントであるということで、一時ちょっと下げましたけれども、なかなか難しい部分と同時に、やはり、地域のイベントとなっておりますが、平成27年度からは、“なつこい” Sound Stage OHIRAというものを Sound Stage TOCHIGIと、栃木市全体のもっと大きなイベントにしたいという実行委員の思いもありまして、そういったことで充実をさせたいという思いがございます。

そして、光と音のページェントについては、本当は、本来であればこんなに下げたくはないところでございますが、何とか工夫を凝らして、最低限ということではないですけれども、継続をさせる最低限の予算を組ませていただいたということで、そういう工夫をしながら、なるべく質は落とさないようにという努力はしては、そういった意味では、協賛金ということで実行委員の皆様が集めていただいて、やっていこうといった思いがございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） わかりました。

なつこいと光と音を両方、2つ、要するに大平地域という考え方ですと、ほかの地区と同じような下げ方で、ご苦労されているのだらうなというのはわかりましたけれども、これはどこまで下げていくつもりなのかというか、ここではちょっと質問になじまないのかどうか、それを担当している側としては聞ける質問かと思っておりますので。

○委員長（広瀬義明君） 茅原産業振興部長。

○産業振興部長（茅原 剛君） 今回の予算編成に当たっても、やはり市全体の財政を考えたときに、こういった各地域のイベント等についてもとりあえず見直しをしてほしいということは私のほうからもお願いをしてきました。そんな中で、もちろん一律ではなく、先ほど大平のほうでもあったように、やはりどこまで頑張れるかという中でいろいろ予算を編成してきたというところであります。今後の一つの方向性としては、やはり市全体としてこういったイベントをどういうふうに一元化をしていくかという、大きな課題だというふうに思っております。そういう認識は、総論的にはみんな思っているのですが、やはりその地域地域で歴史がある、伝統のある行事をどういうふうに整理をしていくか、一元化をしていくことは大きな課題でして、そこら辺は今後の研究課題ではありますが、それと予算をどういうところでおさめていくかということは、やはり厳しい財政状況は今後とも続くと思っておりますので、そういう中でよりよいイベント開催に向けて検討していきたいと思っております。来年度から各総合支所の産業振興課も産業振興部として一元化をされてきますので、そういった中で十分に全市的な視点の中で検討していきたいなというふうに思っております。済みません、

そんなところで考えております。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 今くしくも部長がおっしゃったように、伝統があるというか、それぞれ地域に根づいてきているお祭りということで、それと費用といいますか、税金をそちらへ振り向けるということで、そのはぎまで、どれだけ切るかというところで悩まれると思うのですが、それこそ、切るのばかりがいいのではないということもありますので、その辺をしんしゃくの上、よくご検討いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 要望でよろしいですか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 関連なのですが、ちょっとこれは私、ちょっと要望でよろしいですか。

今針谷委員のほうからお話がありましたが、岩舟の夏まつり、これは合併前が300万円の予算だったかと思えます。平成27年度が200万円に減りまして、今回は220万円という形になったかと思えます。そのときに、100万円減らされたときに、多くの住民の方が将来夏まつりがなくなってしまうのではないかというふうに不安を持ったのです。今部長が言われましたように、一元化ということを考えているということなのですが、少子化の時代ではありますが、やはり住民の方のコミュニティ、やはり住民の触れ合いというのはこういう場しかないところもあるのです。ですので、ぜひこれは一元化、例えば栃木市内でやった場合、岩舟、藤岡、西方の方がやはり出向くかといったときにちょっと疑問な部分があるかと思うのです。ですので、その地域のちょっと楽しみというのですか、そういったものをぜひ残していただければと思っております。これは要望です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） ちょっと前に戻って申しわけないのですがけれども、買い物代行サービスなのですけれども、今小堀委員がおっしゃったように、五、六年、大平さんだけでやっているということについて、茅原部長、全体的に栃木市として取り組むということは今小堀さんは言われたのですよ、検討したらどうですかと。でも、五、六年、このままやってきたということについては、検討されたと思うのです。このままずっと大平さんだけでやるというのはいかがなものかという気があるものですから、そこはどのように考えればよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 茅原産業振興部長。

○産業振興部長（茅原 剛君） 買い物代行については、確かにそういった、大平地域、旧大平町から始まったことで、それは全市的にどう対応するかという部分については、商業という面と、あと福祉の部分で検討したことは間違いなくございます。

そのような中であったのは、やはり、いろいろなやり方でそういった買い物代行的なものを、サービスが多様化したものが用意されているほうが、それは市民の方はありがたいだろう、さっき質問にあった民間のスーパーなりがやるというのも一つの方法、いろいろな方法があります。その中で行政がかかわって、大平地域ではありましたけれども、そういったものの幾つかサービスが用意されているということは、それは利便性が高まるだろうというふうな考え方もありまして、そんな形になっています。ただ、大平地域だけ行政がかかわっているというふうなものはやはりおかしいというようなこともありまして、そこは何か統一していこうという考え方はございます。

そのような中で、今、まちの中でもそういった、インターネットを使ったりした、そういう代行をしていこうというようなことを考えているグループがございまして、そういった人たちと一緒に考えていきます。その中で今議論になっているのは、やはり一方的に頼んだものが1つだけ届くというよりも、買い物するお客さんは、やはりさわって、見て買うというような、そういうふうな要求もあるだろうというようなところで、そういった、仮想商店街的なもの、そういったものも含めて、買い物をしたい人の要望に応えられる仕組みを少し考えていきたいというようなところは動いてはいます。いずれにしても、そこら辺はもう少し時間がかかりますので、いろいろ考えていきたいなというふうに思っています。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございますか。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 実は、その下の買い物代行奨励金というのも似たような事業でありまして、こういう議論になっていったので、質問するわけではないのですが、似たとおりでと思って、前年度、今年度で終了しますよという予告は受けていたのですが、企業立地奨励金というものがあります。これは、事業所を設置する場合の奨励金ということだったのですが、ちょっと詳しくというか、ちょっと補足していただければと思いますが、事業そのものについて。

○委員長（広瀬義明君） 福田大平産業振興課長。

○大平総合支所産業振興課長（福田栄治君） それでは、企業立地奨励金（大平）の件でよろしいでしょうか。

これは、平成20年度から実際には支給が始まった事業でございまして、新たに当時の大平町に進出する従業員5名以上の企業に対して、工場等の新增築のために取得した投下固定資産額が1億円を超えた場合に、投下固定資産に課税される固定資産税及び都市計画税分を事業所設置奨励金として5年間、1億円を限度に交付するといった制度でございまして。その制度が合併により制度的に残っておりまして、平成24年、カワチ薬局さんがあったのですが、そこの企業から始まりまして、平成24年から始まりまして、平成28年度で5年、今年が最終年度となる事業でございまして、一応制度的にはこれが最後という形になります。それは、大平町の制度の引き継ぎという形です。

以上です。



○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） それは、既存の工場とかをお持ちの方が増設をする、あるいは建て替えをするなんていう場合にもというか、その場合にも補助金が出ていたわけでしょうか、奨励金といえますか。

○委員長（広瀬義明君） 福田大平産業振興課長。

○大平総合支所産業振興課長（福田栄治君） これは、新たに大平地域に進出する企業といったことで、その企業が工場等を新增築するためということです。そういった要件でございます。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

増山商工観光課長、発言がございますか。どうぞ。

○商工観光課長（増山昌章君） 申しわけありません。

先ほど横山郷土館の件でご質問いただいた点で、保留させていただきました内容をご説明させていただきますと思います。少し私の勘違いがございまして、正確な数字を申し上げます。予算では、歳入の見込みといたしまして、有料入館者を5,000名見込んでおりまして、150万円を計上しております。実際の数字を、私、先ほど今年度末で5,000人と申し上げましたが、2月末で3,500名でございました。申しわけありません。3,500名でございまして、2月末時点の入館料の収入は52万4,700円でございます。無料入館者が初年度多うございまして、52万4,700円を2月末で計上しております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 石川農林課長。

○農林課長（石川利方君） 先ほど坂東委員からの質問にありました農村女性活動活性化事業につきまして、これにつきましては、平成28年度におきましては農村女性セミナーということで、農村女性の健康管理のためのセミナー、健康セミナーを開く予定で考えております。それと、先進地の視察とか女性農業士を講師に招いた講演会というものを予定してございます。

あと、参画団体なのですけれども、農村女性については女性農業士、それから女性農業委員、それから農生研など、全部で今10団体で構成をしているところでございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに、どなたか質疑ございますか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） もっと入館者があるのかなと思ったのですが、654万5,000円、1年間にかかるということで、150万円しか収入がありませんよということです。これから施設改修するためにお金がかかりますよということです。正直。できるだけ入館者を、多く入館できるように、済みませんが、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 少々お待ちください。

福田大平産業振興課長のほうから発言があるそうでございます。どうぞ。

○大平総合支所産業振興課長（福田栄治君） 済みません。先ほど買い物代行サービスの利用者の件で、私、ちょっと曖昧な答弁をいたしましたので、申し上げたいと思います。

対象者は、一応、買い物が困難な高齢者、障がい者、子育て中のお母さん方という方々を一応対象として、どなたでもいいですよということではなくて、ただし、やはり例えばけがをして、男性の方とかでもそういうときは随時受け付けるとは思いますが、一応福祉的な事業という観点の中でやらせていただいております。その際に、ひとり暮らしの老人等の利用者もございますので、そういった場合には、安否確認とか簡易なごみの処置とか、家のちょっと壊れたところを直すとかそういった相談とか、できるものはやっていきたい、そういった要素もございます。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 261ページなのですが、上から2行目の事業で栃木市ブランド推進協議会交付金200万円なのですが、このブランド品の現在の状況と今後の見込みをお知らせ願いたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 申し上げます。

栃木市ブランド推進協議会の交付金でございますが、このブランド品、現在62点でございます。申請いただいて、実際に認定品、推奨品として登録させていただいたものは66点ございましたが、除外、その後生産中止等で4品ほど除かせていただいて、現在は62点でございます。昨年度になります。岩舟のブランドとの統合も完了いたしまして、現在栃木市のブランドとして推進しているところでございまして、これからさらに毎年募集を行うとともに更新等の手続を進めていきたいと思っております。特にこれからは周知、PRに力を入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 今後まだ募集されるということなのですが、1市5町が合併して、地域によってブランド品というのはやっぱりさまざまなものがあるかと思うのですが、その地域性というのは考慮されるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） 現在、先ほど申し上げましたように、新しくなった栃木市としてのブランド品として、もちろん1本でPRをさせていただくわけ、とちぎ小江戸ブランドとして1本でPRをさせていただくわけですが、もちろんそれぞれの商品の地域性ですとか背景、生産者等の、そういったいわゆる背景的なところは十分に勘案させた上で、認定、それから推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、次に移ります。

8款土木費中所管関係部分の質疑に入ります。8款は、271ページのD-311号線外道路新設改良事業費のみであります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、ここで暫時休憩とさせていただきます。

（午後 2時22分）

---

○委員長（広瀬義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時35分）

---

○委員長（広瀬義明君） 10款教育費中所管関係部分の質疑に入ります。予算書は308ページから347ページであります。

質疑はありませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 316ページなのですけれども、この特定財源の449万2,000円という、その他ですけれども、これはどこから持ってこようとしているのでしょうか。学校管理費なのですけれども。

○委員長（広瀬義明君） 答弁を求めます。

大武委員、答弁が少し時間がかかりそうですので、違う質問を先にお願いたします。

大武委員。

○委員（大武真一君） それでは、その右、317ページの学校管理費、いっぱいあるのですけれども、私、いつも質問させていただいていますけれども、これは実績に基づいた各学校への運営費ということよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 317ページの栃木第三小学校の運営費から寺尾小学校の運営費だと思うのですけれども、これについては、各学校の規模、規模といっても、児童数、また学級数、それに応じて予算を配分し、その予算の中身については学校の裁量で予算配分をしているところであります。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 配分はわかりました。

それで、運営費というものは、おおよそどういうものに使っているのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 運営費につきましては、実際には教材費、また学校で使用する、大きな備品ではなくて、学校で特定して使うような備品関係、また学級ごとの独特な授業等に使用するような備品等の購入、また当然、紙等も含まれる、そういう消耗品関係の歳出が主になってくると思います。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） これはきちっとしたチェックがされていると思うのですが、使わなかったとか使うとか、領収証とか、そういうことについてはどこのセクションが管理、チェックされているのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 学校運営費の歳出につきましては、学校側は当然、備品等については見積もり等をとって、それで購入しているところでありますし、それと紙類等の歳出の支出調書等も、最終的には教育総務課のほうに上がってきまして、それで学校管理チームのほうでチェックを入れている状態です。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） ここで、先ほどの大武委員の質問につきまして、若林学校教育課主幹のほうから答弁を求めます。

○学校教育課主幹（若林孝幸君） 先ほどの学校管理費のその他の特定財源の主な内容につきまして、私のほうからご説明させていただきます。

小学校分なのですけれども、30校の保護者からの日本スポーツ振興センター負担金347万3,000円が歳入で組んでおります。この費用について充当してございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） これは、けがしたときの場合の保険料ということが370万円ということが来ているわけですね。そのほか、来ていますよね。450万円ですから、あと少しあるのだけれども、80万円ほど。これは何でしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 小室スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小室義博君） 小学校学校管理費に、私どもスポーツ振興課で所管いたします小学校体育館使用料の50万円、それと屋外運動場夜間照明使用料の17万円が私どものほうから特財として入れさせていただいております。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 327ページ、中ほどの太平少年自然の家の敷地賃借料のことです。このことについて、会派のほうで聞いてこいと言われたので、お尋ねするのですが。

実は、県の施設だと思うのですが、なぜ、栃木市で負担しなくてはならないのか、ちょっとお尋ねします。いきさつを。

○委員長（広瀬義明君） 小林生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林章二君） お答え申し上げます。

こちらの施設につきましては、昭和49年に旧栃木市で誘致によって持ってきた施設でございますので、賃借料を負担しているというような形でございます。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 県の施設だから、県で負担してもらうのが当然なのではないかと思うのですが、そのことについては。県のほうから助成金があるのかどうか。

○委員長（広瀬義明君） 小林生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林章二君） 助成金については特にございませぬ。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 県の施設を何とか栃木市の太平山に持ってきたいということで、市が、では敷地料は負担しますと、そういうことになったのかなという、自分の思惑です。

ほかの施設で、栃木市において負担をしている物件はあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） それは、所管内ということでよろしいですか。

○委員（梅澤米満君） 所管内ではないよね。所管外のやつでも大丈夫ですか。だめですか。

○委員長（広瀬義明君） 所管内でお願いしたいと思います。

○委員（梅澤米満君） では、後でお伺いします。

○委員長（広瀬義明君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 313ページをお願いいたします。

上のほうの特色ある学校づくり奨励補助金、この金額で補助金の説明ということをお伺いしましたが、具体的に内容を教えていただきたいと思っております。

○委員長（広瀬義明君） 島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） 学校が実施します特色ある教育活動に要する経費に対する補助金でございます。これは44校に対しまして補助金等を出しております。そして、各学校では、その補助金をもとにして、ふるさと交流会とか小中合同クリーン活動とか3校合同交流活動とかという行事を実施しているという状況でございます。

以上です。

- 委員長（広瀬義明君） 古沢委員。
- 委員（古沢ちい子君） それは、アシストネットの一環の中にとということに組み込まれるのでしょうか。
- 委員長（広瀬義明君） 島田学校教育課長。
- 参事兼学校教育課長（島田芳行君） アシストネットの部分も当然入ってくると思います。というのは、地域の人材とか地域の文化とか地域の歴史というものを学んだり活用したりしますので、アシストネットという、そのベースはあるかと思えます。一方で、アシストネットにかかわらず、これもアシストネットの一部に入るかもしれませんが、文化マイスター制度を活用して、その人材を活用するとか、そういったことももちろんあります。
- 委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。
- 副委員長（針谷正夫君） それでは、同じページの、その2段上の臨海自然教室バス賃借費ということで予算化をされておりますが、この額については、去年も同様の額ですか、去年より高くなっているのでしょうか、低くなっているのでしょうか。
- 委員長（広瀬義明君） 島田学校教育課長。
- 参事兼学校教育課長（島田芳行君） 当初予算からすれば低くなっておりますが、学校の参加につきましては、30校中27校ということで、同じ学校数が参加しております。
- 委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。
- 副委員長（針谷正夫君） 今回、今質問している、意図するところは、長野県で大変痛ましい事故がありました、バスの事故が。それで、ややこういうバスを使った行事といったものにナイーブにちょっとなっております、安全が確保されているのかということがまず第一です。入札がまず行われているのかどうかという、それで、それが最低制限価格が設けられているのかどうかということについてお尋ねをします。
- 委員長（広瀬義明君） 島田学校教育課長。
- 参事兼学校教育課長（島田芳行君） この行事につきましては、やはり子供の安全確保が第一義と考えております。そして、そのためのバスに関しての入札等におきましても、指名業者に対しまして、13社、登録業者があるのですが、そこをお願いをしまして、出していただいて、そして入札制度に基づいてやっております。それに当たりましては、国のほうから輸送の安全確保のための利用ガイドラインというのが出ておりまして、それに基づきまして、一般貸切旅客自動車運送事業の新運賃料金制度ということで、安全を確保するためには1キロ当たり120円以上を見積もっているとか、あるいは時間に当たりまして、大型バスであれば5,310円以上を積算しているかどうかと、そういったことで安全確保を考えているところがございますので、入札に際しましては、それがきちんと積算されているかどうかということを確認した上で指名入札をやっているところがございます。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 安心をいたしました。

ところで、そのガイドラインというのはこの間の事故の後に出たものなのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） 長野の事故の前からできております。それで、出たのは平成26年で、平成26年度からこの制度に基づいた入札等を行っていくということになっておりまして、平成26年度は移行期間だったのですが、平成27年度からは完全にこれに基づいた形で学校教育課のほうは取り扱っております。

○委員長（広瀬義明君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 313ページ、学力向上事業費、学習ボランティア謝礼なのですけれども、ボランティアの数は今年度はどのぐらいを見込んでおられるのかお聞きします。

○委員長（広瀬義明君） 島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） 平成27年度が38名ということでありまして、平成28年度につきましても、およそ、各学校、30校全てで実施しますので、2名程度で50から60というふうを考えておりますが、学校の実情によって人数が少し変わってまいります。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 学校の実情によって変わるということなのですけれども、学校ごとの適正配置というのを目指していただきたいと思いますが、それに向けてしっかり取り組んでいただけるということによろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） この事業は、放課後の補習授業等にかかわってくる事業でございます。学校によっては、それを低学年で活用しているところもあれば、高学年で活用しているところもございます。その辺は、学校の実情に応じます。ですが、市としましてはこれを全校でやっていきたいというふうに考えておりますので、できるだけそれは支援していく方向で考えてまいります。

○委員長（広瀬義明君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） それでは、放課後の補習授業ということなのですから、学年によっても違うわけですが、どんな補習授業を予定しておられるのかお聞きします。

○委員長（広瀬義明君） 島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） 実際、今行われている内容についてご説明をさせていただきたいと思いますが、この事業につきましても、1つは学ぶ意欲を高めるということ、もう一つは基礎基本の確実な定着という2つの側面を持っております。そういった中で、1つは読み書きの部分

のところ、漢字とか計算とかという学習の基礎的なもの、2つ目は宿題ということ、3つ目は自主学習ということの支援ということになります。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 学力向上については、今年度は30校、全ての学校で取り組んでいくということなのですが、これまでも実施をしてきたところがあって、継続的に行って学力向上を目指すのか、また新たな授業なんかを取り入れながら学力向上を目指すのか、もしそういった工夫があるとすればお聞きをしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） 学力向上につきましては、学校教育課として一番大切に考えなくてはいけない事業というふうに我々も考えております。それに当たりましては、やはり教師の指導力を向上させていくということが非常に大事なことでありまして、そのためには、指導主事が学校に訪問しまして、授業力を高めるということをやっていきたいというふうに考えております。

もう一方では、教育研究所というのがございます。教育研究所の中では、学力向上にかかわる部会等を進めてまいりたいというふうに考えております。1つは指導力向上の部分、もう一つは教材開発の部分、そして学業指導と申しまして、学びに向かう集団づくりのための研究、そういったものについて教育研究所でも研究してまいりたいというふうに考えております。学力向上については、指導主事による授業力向上のための指導訪問と、それから教育研究所と、そして放課後教室と、この3本柱等で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 要望になりますが、何か1つをやれば学力向上につながるというものではなくて、大変難しいと思うのですが、これまでと同じやり方ではなかなか学力向上が見込めないというような状況もございますので、あらゆる点から工夫を凝らして取り組んでいただくように要望をさせていただきます。

○委員長（広瀬義明君） 要望でよろしいですね。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 今の関連になると思うのですが、313ページの一番上の段の学校支援員派遣事業費の説明をいただいたときに、学力向上の支援員というふうに説明いただき、59名分の報酬だと伺いましたけれども、今小堀委員が質問された学力向上事業費のボランティアの部分とどこがどんなふうに違うのか、説明いただければと思います。

○委員長（広瀬義明君） 島田学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（島田芳行君） 今ご指摘いただきました学校支援員関係につきましては、59名



は特別支援教育支援員と申しまして、学校支援員の中の特別に配慮を要する子供たちへの支援をするための非常勤職員でございます。

そして、学力向上支援員は3名でございます。これにつきましては、中学校で教職員定数の中から、なかなか、学校規模によっては免許外で指導しなければならない先生が出てまいります。そういった中では、それを少しフォローするという部分のところと、それから指導方法の一つとしてチームティーチングというのがございますが、その2人体制で指導するという仕組みがございます、それに当たる人として、ただ、必要最小限で3名という形になっております。ですので、これらは授業の中で活躍してくださる方、先ほどの学力向上であった放課後教室のほうは授業外のところで活躍していただく方ということでございます。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 311ページをお願いいたします。

その中に、下から4つ目ですか、学校適正配置事業というものがあります。これは、主要事務事業でもご説明いただきましたし、あるいは市長の施政方針の中にも、方針に関する説明会を開催するというふうになってありますが、その結果を報告するわけですけれども、具体的にどの辺までというか、どういう形の説明をするのかお聞きをしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） まず、経過のほうから説明させていただきます。

学校適正配置につきましては、去年、平成27年2月から学区審議会ということで、適正配置の基本方針等の検討をしてまいりました。それで、今年の1月に学区審議会のほうから教育委員会のほうに答申を受けまして、その答申をもとに教育委員会のほうで基本方針を策定してきました。その基本方針に基づきまして、4月以降、地域会議、また地域に対して説明をしていく予定であります。

ちなみに、この適正配置の基本方針につきましては、今度の木曜日に議員研究会のほうで議員の皆様方には説明する予定であります。一応、説明の内容につきましては、まずは適正配置の基本方針を教育委員会のほうで定めたところでありますので、その中の基準等の説明をした上で、その基準に該当してしまうというか、小規模校とか、そういうところを、まずそういう該当する学区、また学校に対して説明をしていく予定であります。また、地域会議についても、各地区の地域会議の委員さんに対してもその内容について説明していく予定であります。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 議員研究会での発言の重さも、ここでの発言の重さも同様と考えますので、そのときにまたゆっくりお聞きをしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 337ページなのですが、下から5事業目ですか、小野寺北小学校旧校舎保存解体事業費が1,900万円という形になっておりますが、具体的な今後の事業スケジュールと、また内容をお知らせ願いたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 大出文化課長。

○文化課長（大出光一君） 小野寺北小学校旧校舎保存解体事業費についてお答え申し上げます。

スケジュールにつきましては、6月ごろから調査に入りまして、解体工事につきましては9月から12月に予定をしております。

主な委託料の内容でございますが、記録保存として、実測調査、あと実測調査図の作成、パースの作成あるいは模型等の作成、写真記録、保存記録書の作成、保管部材の選定等を行う予定であります。

解体工事につきましては、既存部材の取り外しを伴う作業を含むことから、解体作業は監理を伴う慎重な工事となる予定でございます。また、部材の分解や倉庫への運搬の費用を含んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 以前説明を受けたときに、今、現の小野寺北小学校の校舎内に、その部材というのですか、保存物を展示するという事をお聞きしたのですが、その辺はいかがなのでしょう。

○委員長（広瀬義明君） 大出文化課長。

○文化課長（大出光一君） 部材の展示につきましては、ちょっと学校側と調整いたしまして、かなり、ちょっとスペース的に問題があるということでございますので、現在のところ、現小野寺北小の中に、実測、保存記録書の展示とか、あとは模型、パースの展示とか、そういうもの、あと写真記録の展示とかを考えております。この辺につきましては、現小野寺北小学校と調整を進めて、できるだけ展示をしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 321ページの洋式トイレの改修についてお伺いをいたします。

7校という説明をいただきましたが、具体的にどこの学校からどんなふうに進めるのかお伺いをしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 小学校の洋式トイレの改修事業につきましては、平成28年度は大宮北小、栃木南小、それと大平東小、それと部屋小、赤麻小、合戦場小、それと皆川城東小の7校になります。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 設計委託料あるいはまた工事費がここに書いてあるのですけれども、これはおのおの、どういう所管がどういうふうな形で設計料等は、工事費もですけれども、見積もられたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 平成28年度のトイレの改修につきましては、この7校を予定してまして、それで、この7校のトイレの洋式化率の、その率によりまして、当然、改修計画を立ててきました。それで、全て洋式にするということではないのですけれども、トイレの配管等の老朽化、またトイレが実際に古くなっているところ基準に順位づけというか、その辺を決めてきたところがあります。

あと、上の測量設計の委託料につきましては、これは工事を実際にやるときの工事の監理料、監理委託料になります。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 監理委託料、ここに書いてあるのは、例えば設計等委託料ということで、設計料も入っていると思うけれども、違うのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 実際には、この設計の委託自体は平成27年度に完了してまして、それに基づいて実施設計を行いまして、それで工事を発注して、その発注した時点での工事の監理を委託する委託料、またその工事の設計書自体の再度計算するための計算料等の委託料も含まれた形の委託料になってきています。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 設計等委託料が、例えば3,052万1,000円という、非常に細かい数値まで書いてあるので、どういうふうにこの設計料を見積もったのか、測量、設計委託、実施設計料ですか。例えば工事費があるから、その工事費の何%を設計料と見るとか、そういうふうな形ではなくてということによろしいのですか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 大変申しわけありませんでした。

ちょっと私が勘違いしまして、この設計等委託料につきましては、工事の監理の委託料のほかに、平成29年度に行う予定の工事箇所の実際の設計の業務委託料も含まれております。そのために、全体で3,000万円程度の委託料を計上させていただいております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） この3,052万1,000円というのは、どこのセクションではじいた数字なのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 実際に設計の概算費用につきましては、建築課のほうに依頼しまして、それで概算の工事費、また委託料等を計算しております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） わかりました。

ちょっと関連なのですけれども、337ページの下から4つ目の（仮称）文化芸術館等整備事業費、ここの設計業務委託料というのが、5,753万2,000円というのが見積もられています。これはどういうふうに、これは5,753万円が出てきたかということについて説明をお願いします。

○委員長（広瀬義明君） 大出文化課長。

○文化課長（大出光一君） この設計業務委託料の内訳につきましては、文化芸術館と文学館でそれぞれ見積もってございまして、文化芸術館のほうは4,797万3,600円で、文学館のほうは955万8,000円、合計いたしまして5,753万1,600円で、1,000円未満を切り上げて5,753万2,000円ということになっております。端数、細かい数字ということなのですけれども、消費税の関係で1,000円というふうな細かい数字になっております。設計自体につきましては、1,000円単位でなっているところがございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 今、その内訳はわかりました。

その5,753万2,000円という、はじいたのは文化課なのですか。

○委員長（広瀬義明君） 大出文化課長。

○文化課長（大出光一君） 設計の算出につきましては、建築課のほうにお願いをしております。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 私がお尋ねしたいのは、どうしてそうはじいたのかということを知りたいのですけれども、建築課はいらっしゃらないわけでしょう。ですから、答えられないよね。

それで、文化芸術館の設計等については、美術館と言ってもいいのでしょうかけれども、専門家に頼んだ、これはいろいろ、美術館をつくる、設計するところがありますよね、そういうところが。美術館を設計する会社というか、設計会社が。そこに頼んで、きちっとしてもらおうということだろうと思うのですけれども、そういうふうなところを幾つか当たって入札するということになると思うのですけれども、そういう思いでよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 大出文化課長。

○文化課長（大出光一君） 文化芸術館の設計業務委託に当たりましては、専門のところというわけではありませんけれども、実績を重視しまして、そういう業者の中から選定をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） ですから、その実績は、美術館をつくった実績のあるところの業者を選ぶということではなければいけないと思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 大出文化課長。

○文化課長（大出光一君） 業者選定に当たりましては、先ほど実績と申し上げましたが、美術館の設計を実施したところを考えております。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） ちょっと前の335ページに行くのですけれども、一番下のとちぎ蔵の街美術館運営費というのがあります。今新たに美術館をつくるということになると、この運営費が1,800万円、これは指定管理ではないのですけれども、なっていますけれども、ここはどういうふうになるのですか、その後。計画はあります。美術館ができると、こっちのほうは毎月30万円払っているし、あそこは6億円ぐらいかけて見世蔵を改修しましたよね。あれはどうなるのですか。

○委員長（広瀬義明君） 大出文化課長。

○文化課長（大出光一君） 現とちぎ蔵の街美術館につきましては、新しく文化芸術館、美術館機能を主としておりますので、美術館についてはそちらに移るということになります。ただ、蔵の街美術館の建物については、観光としても重要でありますので、今後その活用につきましては検討をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 今契約していると思うのですけれども、10年契約とか20年契約とか、地主さんとか、建物も土地も栃木市のものではないですよ。その辺の契約は今どうなっているのですか。

○委員長（広瀬義明君） 大出文化課長。

○文化課長（大出光一君） 土地、建物の契約につきましては、平成33年の3月31日までの賃貸の期間になっております。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） わかりました。平成33年というのは、もうちょっと、あと四、五年あるということですよ。

毎月30万円という家賃を払っていますよね、土地。そういうものとか、今後見直すとか、あそこをどういうふうにするかということについてはとても大事なことです。まず、その見直しもあるのだろうと思うのですけれども、その辺の考え方については今後検討していくということですよ。

うか。それとも、もう大体、こういうふうを使うというめどがあるのか、ないのか。

○委員長（広瀬義明君） 大出文化課長。

○文化課長（大出光一君） 文化課内でも検討しておりますけれども、まだ今後検討していくような状況でございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） しっかり検討してもらいたいというのが気持ちですけれども、蔵の街美術館というのを、ああ言ってはちょっと厳しいですけれども、中途半端な美術館をつくったものだから、新たにまた美術館をつくらなくてはいけなくなったわけですよね、あれではだめということだから。ですから、今回また美術館をつくるに当たって、また中途半端な美術館をつくったのでは、また3つ目をつくらなくてはいけないということにならないように、これは要望ですけれども、しっかりとつくってもらいたいと、専門の業者に頼んで、立派なやつを。というふうな要望です。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 335ページですけれども、とちぎ蔵の街美術館特別企画展等開催事業費というのは、どんな事業で、どこの場所あたりで計画しているのか教えてください。

○委員長（広瀬義明君） 横倉文化課主幹。

○文化課主幹（横倉延男君） 蔵の街美術館の特別企画展につきましては、年4回の企画展を、展覧会を予定しております。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 場所的にはどこら辺でやる計画をしている、蔵の街美術館か。

○委員長（広瀬義明君） 横倉文化課主幹。

○文化課主幹（横倉延男君） 蔵の街美術館において行います。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） その下の作品収集ですけれども、どのようなものを考えているのかわかりますか。

〔「作品の購入費」と呼ぶ者あり〕

○委員（梅澤米満君） 購入費。

○委員長（広瀬義明君） 横倉文化課主幹。

○文化課主幹（横倉延男君） 作品購入につきましては、2点ございまして、飯塚琅玕齋の「花籃」、それと喜多川歌麿の浮世絵版画の「山姥と金太郎」を考えております。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 3点ということで、大体200万円ぐらいでおさまるのですか。

○委員長（広瀬義明君） 2点です。

○委員（梅澤米満君） 2点だったかい。わかった。

2点で、値段的には、どちらが幾らで、どちらが幾らってわかりますか。大体、予定的に。

○委員長（広瀬義明君） 横倉文化課主幹。

○文化課主幹（横倉延男君） 飯塚琅玕齋の「花籃」が150万円以内、「山姥と金太郎」を50万円以内で考えております。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） やはり、美術品の購入についてお伺いをします。

昨年、どんな作品があるのかということでお伺いをしましたが、構想の中に一覧表が今度出ております。構想というのは、基本構想、美術館の建築の。それで、去年のこの委員会では、市にゆかりのあるものを集めていくというふうなご答弁だったかと思えます。それで、まずは、他市と比べまして、この200万円という数字が、市によって特色があるので、一概に言えませんが、640何がしの予算の中で200万円というのが標準的な線なのか、あるいは低いのか、わかればお伺いしたい。

○委員長（広瀬義明君） 大出文化課長。

○文化課長（大出光一君） 美術品購入費の予算でありますけれども、他市の状況はちょっと把握してございませんので、わかりませんが、そんなに多いほうではないというふうに思っております。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） ただ、今度、美術館ができますと、当然、仏つくって魂入れずという議論が沸き起こります。そのときに、全然作品がないではないかと、1,000万円、1億円のを買えという議論もないではない。だから、きちんとやはり美術品の購入計画みたいのがまずあるかどうかお聞きします。

○委員長（広瀬義明君） 大出文化課長。

○文化課長（大出光一君） 美術品の購入計画につきましては、きちっとしたものはございませんで、市ゆかりの作品を購入していくという名目のもとでやっております。

〔「市ゆかりの」と呼ぶ者あり〕

○文化課長（大出光一君） はい、市ゆかりのもの。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 基本構想はまだ議会を通過していませんけれども、あの中でも、あの美術館には市ゆかりのものを常設展示していくと、あとは企画展を隣のブースで何かやるということになると、企画展をやるには持ち駒を出さないと借りられないというのが世の常かと思いますが、その辺は、栃木市にゆかりのあるものを出して、ほかのものを借りていくと、そういうことで企画展を打っていくということよろしいのですか。

○委員長（広瀬義明君） 大出文化課長。

○文化課長（大出光一君） 企画展につきましては、市ゆかりの作品もあわせて、例えば市ゆかりの、

没後何年とか、今蔵の街美術館でやっていますけれども、そういうときにあわせて独自に企画展を開催する場合もございます。あとは、巡回展とかを持ってくる構想をしておりますので、そういう場合につきましては、自分のところに作品がなくても十分企画展は開催できるというふうに考えております。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 自分のところになくとも開催ができるというか、やっぱり貸し借りみたいなことで、いい作品を借りようとするれば、いいものを出さないと、相手と、ニーズと、需要と供給ではなくて、売り手と買い手みたいなものがあるって、それが一致しないとなかなか借りられないということの懸念はないでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 大出文化課長。

○文化課長（大出光一君） 現在のところ、貸し借りで展覧会を、そういう巡回展は考えておりませんで、全部借りてくる作品で巡回展を回していくというふうな考え方でおります。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） それでは、最後にします。

先ほど出ましたように、できてきますと、200万円が例えば300万円、500万円、1,000万円というふうな議論が当然出てくるおそれがあるのかと思いますので、計画までいかないにしても、ある程度、こういうことでやっていくのだという、計画というか、考え方はきちんとしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 大出文化課長。

○文化課長（大出光一君） 確かに美術館を建設あるいは開館に当たって、他市では美術作品を購入してまわっている事例がございますので、栃木市におきましても、その辺は十分検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 319ページ、小学校の普通教室棟のエアコンの設置事業費ですけれども、これは15校だったかなと思うのですが、設置事業費。これはどこの小学校なのか、ちょっと。失礼、16校です。済みません。

○委員長（広瀬義明君） 校名ということでよろしいですか。

松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） では、平成28年度の工事箇所につきましては、まず栃木中央小、それと栃木第五小、栃木第三小、千塚小、それと国府北小、家中小、赤津小、国府南小、あと岩舟小、静和小、小野寺南小、小野寺北小の16校になります。

○委員長（広瀬義明君） まだ12校しか言っていません、十二、三しか。

○教育総務課長（松本静男君） 済みません。大平中央小と大平西小、藤岡小、三鴨小、これの16に



なります。申しわけありません。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） あと、中学校があるのですけれども、中学校はあと何校あるのですか。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 中学校につきましては、平成26年度に全校設置完了しましたけれども、1校だけ、岩舟中学校が合併前にエアコン設置をしたところなのですけれども、特別教室の一部分が設置されていないために、その部分の設置を予定しているところで、中学校1校ということで計上させていただいております。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） これで全部終了ということですよ。

○委員長（広瀬義明君） 松本教育総務課長。

○教育総務課長（松本静男君） 小中学校含めて、平成28年度で全学校が完了する予定です。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 合併して5年経過しましたがけれども、いろいろ言うと、工事屋さんから不満がありまして、前回もちょっと話したかもしれませんがけれども、1校を1つにして契約、入札するようにしていただければなという話があります。今までは4校、5校を1つにしてやっていたから、そうすると、下請さんを募ってやらなくてはならない工事になります。そういうことではなくて、1校1業者というような感じでやってもらわないと、今まで藤岡町だとか岩舟町の、そういう感じでやっておりましたので、ほとんど合併したら仕事がなくなってしまったと、仕事がないと、話もないと、そういう状況が聞かれます。特に、ほとんどAランクの方がやっていて、防犯灯においても、30万円、40万円、50万円の仕事でもAランクがやっている状況ですよ。そういうことになりますと、Bランクの方、Cランクの方、一度も話もないのですよねということで批判が続々出てまいりました。そういうことで、その点はよく考えてもらって、やはり施行する方は栃木市の全体のことを考えてもらいたいなと思っています。

また、Aランクの方が仕事をする場合に、地元の下請さんを使わないのですよね、どういうわけか。ですから、地元の下請さんを使わなければ減点をするとか、市の仕事をやると点数が多くなるのですよね、実を言うと。だから、そういうことがないように、市の下請さんを使わなかった場合は、では減点するとか、そういった方法もあると思うので、しっかりと公平にやっていただけるように、済みませんが、要望しておきたいと思います。お願いします。

○委員長（広瀬義明君） 要望ということで。

ほかに。

大武委員。

○委員（大武真一君） 337ページなのですけれども、中ほど、上から7か8ぐらいですけれども、栃木市史料調査研究事業費というのが100万円上げておられますが、これは内容はどのようなのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 大出文化課長。

○文化課長（大出光一君） これにつきましては、埋蔵文化財の関係でございまして、開発業者が埋蔵文化財内に開発をかけた場合には文化財の発掘の届け出がされます。その中で、確認調査ということで、文化課のほうで立ち会って、遺跡、埋蔵文化財の確認をするわけですけれども、その際に市の、今までは業者負担でちょっとお願いをしていた部分がありまして、その確認調査の部分におきまして、国庫補助を入れて確認作業をしていきたいというふうな事業でございまして。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 私、以前本会議で質問したこともあるのですけれども、先達の偉大な百傑とか、そういうやつを選んで栃木市のあれにやったらどうだと言ったことがあるのですけれども、その予算はどの辺にとっている、私、これかなと思ったのだけれども、どの辺にとっているのですか。

○委員長（広瀬義明君） 大出文化課長。

○文化課長（大出光一君） 大変申しわけございませんで、ちょっと勘違いをして、違う部分で答えてしまいました。

栃木市史料調査研究事業費につきましては、岡田家文書の調査研究委託事業でございまして。大変失礼をいたしました。

百傑の関係で今ご質問でございしますが、百傑ではないのですけれども、文化振興推進事業費の中で、335ページにございまして、**「後世に残したい栃木市の文化資源」**ということで、そういうような冊子をつくる予定をしております。各地域単位に調査委員を1名お願いいたしまして、調査を行い、その調査を行った結果の中から、地域会議の中で、文化資源のそういう一覧表の中から、各地域会議ごとに6つの後世に残したい文化資源を選定していただきまして、それを冊子にまとめていきたいというふうに考えております。その中には、文化資源の場所をめぐるマップ等も入れていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） それは、この335ページの文化振興ですけれども、これは、ではそれは平成28年度中には一応完成するというふうに見てよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 大出文化課長。

○文化課長（大出光一君） 平成28年度に冊子を発行いたします。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 341ページの一番下なのですけれども、第77回国民体育大会開催関係事業費という30万9,000円は、どういうことに使うのかお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 小室スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小室義博君） ご質問ありがとうございます。

平成34年度に迎えます第77回の国民体育大会の開催関係事業費30万9,000円でございますが、平成28年度には中央団体で会場となります施設等の調査が入ります。それに関する資料等をつくる需用費と、それと国体に関連する会場が栃木地域と藤岡地域、谷中湖を使いますカヌーとボートの競技会場がございますので、その会場等に行き来する車両の経費等を30万9,000円として計上させていただきますところでございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 今、カヌーとボートという話が出ましたけれども、それは藤岡ですよね。栃木はどういうのがあるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 小室スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小室義博君） 栃木地域におきましては、ハンドボール競技、ハンドボール競技につきましては、栃木市総合体育館、日立体育館、國學院栃木第二体育館、それと本市だけで競技が開催できませんので、下野市の石橋体育センター、それと野木町にあります野木中学校体育館を会場としてハンドボール競技、それともう一競技、なぎなた、これにつきましては國學院栃木高校の四十周年記念館を使って開催をさせていただき運びとなっております。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） これは、4種目ですか、カヌー、ボート、ハンドボール、なぎなた、これはもう決定ということで考えて、もう了解というか、国民体育大会の本部の了解がとれたということなのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 小室スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小室義博君） ただいまの4競技につきましては、内定でございます。平成28年度、中央団体の視察をもって体育協会のほうでよしとさせていただきまして、来年度、国体の開催の内定を体育協会から頂戴をするという運びになります。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） しっかり頑張ってくださいと思います。

続いて、よろしいでしょうか。345ページでありますけれども、一番下のほうの学校給食事業費ということで、ここに8億4,580万円というのがあるのですけれども、説明は、ほんの、1億円もないような、合計しても、ないのですけれども、これは食材というのは説明されたような気がするのですけれども、7億円。その辺、そういうふうに、それ以外は材料費というふうに見てよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 若林学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（若林孝幸君） 学校給食事業費 8 億 4,580 万円でございますけれども、その内訳として、その下に臨時職員賃金から学校給食用器具購入費まで出ておりますけれども、これ以外に主なものとしては食材費の購入代があると、そういったことをご説明させていただいたところでございます。ほとんどが食材費、約 7 億円かかるということをご説明させていただいたところでございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） そうであれば、ここにはやはり食材費 7 億円とか 8 億円とか書くべきではないかと思うのですけれども、なぜ書いていないのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 若林学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（若林孝幸君） 予算書の作成基準ということで、需用費につきましては省略ということで整理されているかと思えます。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 需用費、ちょっと特殊ですよ、この場合は。それはわからぬわけではないけれども、電気代とか水道料とか、そういうやつは除くというわけでしょう。だけれども、ここは、これを除いたら何にもないじゃん、ほとんど、学校給食事業というのだから。需用費がほとんどなものに対してはちょっと考えないといけないなという気は、予算書を見ただけではわかりませんよ、これは。予算書、物すごく難しい、これは。その辺はいかがお考えでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 若林学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（若林孝幸君） ご指摘ももっともだとは私個人としては思いますので、ちょっと財政当局とこの辺の整理をどうするかというのは今後の課題とさせていただきたいと思えます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） もう一つ、地産地消という問題がありまして、学校給食は特に栃木市内でとれたものを、野菜も米も全て使うということをやっておられると思うのですけれども、そういうふうなことでよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 若林学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（若林孝幸君） 地産地消につきましては、なるべく地元の食材を使うということで、国、県のほうからの目標値なども示されているところでございまして、直近の平成 27 年度のサンプル調査で申し上げますと、国産品が 80% のところで、栃木市におきましては 82.5%、県産品につきましては、目標が 30% のところ、42.7% 使用している状況でございました。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） ちょっとわからなかったのですが、栃木市産というのを使ってもらいたいと

申し上げているのですけれども、栃木市産をどのくらい使っているかというのはわかりでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 若林学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（若林孝幸君） 説明が不十分で申しわけございません。

栃木市産におきましては、目標値はございませんけれども、数値的には17.9%でございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 17.9というのは少し小さいような気がしますけれども、例えば米とかいうのは栃木市産100%なのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 若林学校教育課主幹。

○学校教育課主幹（若林孝幸君） お米につきましては、100%栃木市産コシヒカリということでございます。地産物の活用の割合の数字なのですけれども、国から示された目標というのは食品数ベースということでやっておりますので、お米が100%使っていても、それは1品としか数えませんが、品目数でございますので、現在、国産品、県産品、ひいては市産品をもっと消費拡大ということで、随時いろいろな方策を講じて拡大に努めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 要望になりますけれども、品目でおっしゃっているのはわかりますけれども、1つはコストです。コストは幾らぐらいを使っているかということを含めて、栃木市産の地産地消を進めるということをやっぱりしっかりと考えてもらいたいと思います。これは要望で結構です。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 336ページなのですが、文化会館費、特定財源で1,150万3,000円ということになっております。これは、使用料ほかという、ちょっと前回の説明を受けたのですが、今現在、文化会館の使用料というのが、多分、使用料としては減免が、市内の人であれば今50%ということになっているかと思うのですが、合併前、岩舟もそうなのですが、その地域以外もそうなのですが、30%、または文化協会等に入っている団体は無料という状況もあったのです。そういった団体の中から、ちょっと、負担料がかなり増えまして、なかなかそういった事業がやりにくいという声も出ておまして、私は、今でも30%、50%になったということは、やはりサービスがちょっと低下しているのかなというふうな感じはするのですが、この辺の、適正なのかどうか、またこれは、そういった声があった場合、検討する余地があるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 大出文化課長。

○文化課長（大出光一君） 文化会館のほうの使用料の減免につきましては、文化団体加盟の団体につきましては30%減免で行っております。現在、そういう声はちょっと聞いてはいないのでありま

すけれども、現状のままで推移をしていきたいというふうには考えております。

○委員長（広瀬義明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） ということは、私のこの意見が初耳ということで、結構だと思います。今後、そういった意見が出るかとは思いますが。やはり、先ほど文化団体、文化協会等に所属している団体には、やはり負担が少なくなるようにぜひ考えていただければと思っています。

それは、一つの例として、ある高齢者のカラオケ団体があるのです。そういった団体で、興業ではなく、歌手を呼んだり、そういうのではなく、自分らの楽しみで、やはりそういった何か催しをやる時にかなり使用料が負担になっているという状況もあります。ですので、数団体からそういったお話が出てきておりますので、まずぜひその辺を検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。要望です。

○委員長（広瀬義明君） 要望ということで。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、ここで暫時休憩とさせていただきます。

（午後 3時39分）

---

○委員長（広瀬義明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時50分）

---

○委員長（広瀬義明君） 11款災害復旧費中所管関係部分の質疑に入ります。予算書は348ページ及び349ページであります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、以上で歳出各款ごとの質疑を終わります。

続いて、歳入の所管関係部分を一括した質疑に入ります。予算書は62ページから131ページであります。

質疑はありませんか。

大武委員。

○委員（大武真一君） 69ページをお願いします。

駐車場敷地使用料についてお伺いしたいと思います。商工使用料ですけれども、これは中ほどに33万9,000円、それからその一番下ですけれども、55万2,000円、これはどこの駐車場のものなのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 増山商工観光課長。

○商工観光課長（増山昌章君） お答えを申し上げます。

まず、商工使用料の3行目の駐車場敷地使用料については、私どもの所管ですので、お答えをさせていただきますと、旭町の駐車場と室町の駐車場の使用料でございます。

○委員長（広瀬義明君） 早乙女都賀産業振興課長。

○都賀総合支所産業振興課長（早乙女正美君） 一番下の55万2,000円につきましては、都賀産業振興課のほうでなっていますけれども、これは工業団地関係の残地であります、を業者のほうに駐車場として使用してもらっているものであります。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 駐車場使用料ということで33万9,000円というのは、少ないといえば少ないのですけれども、駐車場というのが中心街に少ないという気が私はしているのですけれども、こういうことでいいのかということも含めて、駐車場関係の商工観光課の、産業振興部長でもいいですけれども、その辺の、駐車場の整備についてはどのようにお考えなのかお伺いしたい。

○委員長（広瀬義明君） 茅原産業振興部長。

○産業振興部長（茅原 剛君） 確かに駐車場についてはいろいろ課題があるというふうには認識しております。

ただ、市内にある、いわゆる公営の駐車場、1年間を通しての稼働率というのは決して高くはないというふうな実態もありますので、時期とか日に、シーズンによってかなりばらつきがあるという実態はあります。そういう中で、どのように駐車場を上手に回していくのかというのが課題だというふうに思います。さらに、大型バス等の駐車場の確保というのも課題ですので、そういったものも今回の予算の中に若干整備をするということも入っております。そういったことをすることなどで、あとは、今の旧市役所周辺の整備におきましても、いろいろな面で駐車場というのができてくるというふうに思いますので、そういったものとの連携を図りながら、まちの中の駐車場の確保、観光客の利便性に配慮するような整備をしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 年中、年を通しては、それはないかもしれないけれども、例えば観光で10台来るときもあると、夏まつり、秋まつりとか、いろんなときに。それで、置くところが栃木市はありませんというわけにはいかないと思うのです。そういうときの対応についても、やっぱりしっかり、臨時的にここを使うとか使わないとか、そういうことを考えておかないといけないと思うのですけれども。

いずれにしても、中心市街地に、これは室町と今おっしゃった、これは第1駐車場というところなのでしょうか。それと、室町、瀬戸河原公園のところのやつを言われたのだと思うのだけれども、

合わせましても50台ぐらいしか、もっと、100台はないですね。そういう、中心街に駐車場が非常に不足しているというのはやっぱり事実だと思うのです。そこをどういうふうにするかと、年間を通しては確かにそういう面はあるやもしれませんが、いろんな催事、秋まつりだ、春まつりだというときにも一応対応できるという形をやはり市としてはとらないと、やっぱり問題があるのではないかと思うのです。その辺について、ぜひ考えていただければというふうに思っています。これは要望で結構です。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、次に移らせていただきます。

最後に、継続費及び債務負担行為を一括した質疑に入ります。予算書は8ページから10ページあります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第1号 平成28年度栃木市一般会計予算の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○委員長（広瀬義明君） 次に、日程第10、議案第8号 平成28年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計予算を議題といたします。

なお、本特別会計予算につきましても、一般会計同様に既に説明が済んでおりますので、本委員会での説明は省略いたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

大武委員。

○委員（大武真一君） 1つぐらいないとお寂しいでしょうから、ちょっと江連課長に伺います。

663ページの千塚町上川原地区産業団地造成事業費、先ほどもちょっと話題になったのですけれども、この産業団地造成工事費5億1,530万円について、どういう業者さんというか、市内の業者を中心に私は選ばれるのではないかと考えていますけれども、その辺の入札とか契約あるいは業者選定についてお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬義明君） 江連産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（江連敏夫君） 工事の発注につきましては契約検査課のほうで進めることにはなるとは思いますが、今までも市内業者で十分対応できる工事ですので、私どもとしても地元業者で十分対応は可能であるというふうに認識しております。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） ぜひそのようなことで、市内の業者さんが税金を払っているわけですから、そういう意味では使うということをお願いしたいと思いますし、橋の、今橋脚が立っているだけですよね、2つ、たしか。あと、橋の工事についてはこの予算の中には入っていないということでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 江連産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（江連敏夫君） 実は、橋につきましては、アクセス道路ということで、この特別会計のほうには入ってございませんので、一般会計のほうの市道整備ということで予定しております。これについては、平成26年度、平成27年度と下部工、平成28年度で上部工というふうに考えており、上部工については河川内の工事なものですから、継続費ということで、平成28年度、平成29年度で完成ということで予定しております。

○委員長（広瀬義明君） 大武委員。

○委員（大武真一君） 市内の業者さん、これもやっておられると思うのだけれども、これについても市内の業者を中心に使っていくということでよろしいわけ、ちょっと江連課長とは違うかもしれないけれども、そういう方向でよろしいのですよね。

○委員長（広瀬義明君） 江連産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（江連敏夫君） 実は、橋脚、橋台までは通常の一般土木というふうな形ではあるわけなのですが、上部工については、ちょっと、中空床版ということで、我々も、できるだけ安く、そしていい橋をつくりたいというふうに考えておまして、なかなか、PCの中空床版ということで、3径間の連続という特殊な工事になると思いますので、橋りょう上部の専門業者に

なるのかなというふうには考えております。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 663ページに土地購入費として1,470万円が計上されておりますが、これで全部買い上げが終わるといことになるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 江連産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（江連敏夫君） 平成26年度、平成27年度ということで用地買収のほうは進めてまいりました。残り、平成28年度については、ちょっと、いろいろ難しい買収ということで取り組んでいかなければならないのかなというふうに考えております。かなり時間がかかる、1件当たりの契約も時間がかかるのかなというふうに思っております。できるだけ用地買収を、これで、この予算で全部買えれば終わりにする予定ですが、非常に難しい部分が若干残っているというふうなことは今のうちにちょっとお知らせしておきたいというふうに思っています。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） その土地の成り行きによっては、オープンではなくて、募集がもう既に今年度始まる予定かと思いますが、おくれたりなんざりということは、事業の進行上、それはありませんか。

○委員長（広瀬義明君） 江連産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（江連敏夫君） 用地買収と工事のおくれというのは、基本的にはリンクしないことで予定しております。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 今年から募集をかけるかと思うのですが、まず確認します。

○委員長（広瀬義明君） 江連産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（江連敏夫君） 一応、そういうことで今準備を進めております。なかなか、ちょっと、分譲の詳細については、若干デリケートな部分がございますので、その時期を見ながら、ちょっと公表というか、そういうものは図っていきたいというふうに考えております。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） 今デリケートな部分というふうにおっしゃられたのですが、そのことからすれば無理かなとは、無理というのはこれから申し上げることなのですが、当然、内々に引き合いとかがあるかと思うのです。それは、市長の口から、どこかもっときちんとした場所で、こういう委員会とかでお話しすることはできないのでしょうか、その辺の見込みというかは、これは口に出せるのかどうかわかりませんが、そういう、明るい日差しが差しているということが言えるのかどうか。例えば2件、引き合いがあって、ほぼ決まりそうですとか、あるいはもうありますとかというのはいかがですか。

○委員長（広瀬義明君） 江連産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（江連敏夫君） 場所とか、そういった面ではかなり環境のいい団地ですので、問い合わせとかは今のところ結構ありますが、やはり正式にということになると、価格とか、そういう詳細なものを明示しないとなかなか具体的にはなっていないという部分がございますので、そういう点で、今その部分を整理しているというところですので。おおむね予定どおりにいくように、我々、今頑張っておりますので、よい報告ができればというふうに思っております。

○委員長（広瀬義明君） 針谷副委員長。

○副委員長（針谷正夫君） ご奮闘をお願いします。頑張ってください、ご奮闘をお祈りいたします。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

坂東委員。

○委員（坂東一敏君） これは、造成はどのぐらい進んでいるのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 江連産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（江連敏夫君） 事業認可は平成26年度の後半でいただいております、現実的に、本格的に工事のほうを着工したのは今年度からというふうな形になるかと思えます。一応、平成29年度末には完了するというので今考えておりますので、平成28年度はおおむね2年目ということで、平成28年度が終われば形というのは、舗装とか、そういうものは、最終的な仕上げは残りますが、十分形になってくるというふうに思っております。

○委員長（広瀬義明君） 坂東委員。

○委員（坂東一敏君） これは、どのようなもので埋め立てしているのでしょうか。

○委員長（広瀬義明君） 江連産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（江連敏夫君） 一応、事業計画上は購入土ということで予定しておりますが、市の工事、また県の工事等で発生する公共残土、これについて事前に土壤調査とか、そういったものを十分行いまして、搬入して、盛り土材として適正なものについて受け入れているということで、公共残土の有効活用を図って造成費の抑制ということに努めているところでございます。

○委員長（広瀬義明君） 坂東委員。

○委員（坂東一敏君） それで間に合うのですか。平成29年度の完成に、その公共の残土だけで間に合うのですか。

○委員長（広瀬義明君） 江連産業基盤整備課長。

○参事兼産業基盤整備課長（江連敏夫君） もし間に合わなければ購入土というふうなことでも考えておりましたが、現段階では公共残土の受け入れで何とか造成の盛り土の数量は間に合うのかなというふうなところで今見通しております。

○委員長（広瀬義明君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第8号 平成28年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計予算を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○委員長（広瀬義明君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって、産業教育常任委員会を閉会いたします。

（午後 4時10分）